

東大阪市下水道事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)



くらしイキイキ快適下水道

策定：令和3年(2021年)3月

改定：令和6年(2024年)3月

東大阪市 上下水道局 下水道部

目次

第1章	経営戦略策定の趣旨	1
第1節	経営戦略の位置づけ	1
第2節	計画期間	1
第2章	下水道事業の現状と課題	2
第1節	下水道事業の役割	2
第2節	下水道事業の種類	2
第3節	下水道事業の現状	6
(1)	下水道の普及状況	6
(2)	水洗化の状況	6
(3)	使用水量の状況	7
(4)	老朽化の状況	8
(5)	浸水対策の状況	11
(6)	職員の状況	11
(7)	組織の状況	12
(8)	経営の状況	12
第3章	経営の基本方針	19
第4章	効率化・経営健全化の取組み	20
第1節	組織、人材、定員、給与に関する事項	21
(1)	組織の活性化	21
(2)	人材の育成	21
(3)	定員管理の推進	21
(4)	職員給与の適正化	21
第2節	広域化、民間の資金・ノウハウ活用等に関する事項	21
(1)	広域化への連携協力	21
(2)	民間の資金・ノウハウの活用	21
第3節	その他の経営基盤強化の取組み	22
(1)	下水道処理区域内の早期水洗化の促進	22
(2)	徴収の強化	22
(3)	不明水対策の実施	23
(4)	経費削減に向けた事項	23
(5)	私道排水設備助成工事に対する助成金制度の見直し	23
(6)	国や府への要望活動	24

第4節	資金不足比率、資金管理・調達、情報公開に関する事項	24
(1)	資本的収支不足額を補てんする財源の確保	24
(2)	計画的な資金管理及び調達に関する事項	24
(3)	情報公開に関する事項	24
第5節	その他の重点事項	25
(1)	防災対策に関する事項	25
(2)	危機管理に関する事項	25
第5章	投資試算	26
第1節	老朽化対策事業	26
(1)	ストックマネジメントによる施設管理	27
(2)	ストックマネジメント基本方針	30
第2節	浸水対策事業	31
(1)	雨水増補管事業の推進	31
(2)	その他浸水対策の推進	31
(3)	地域防災力向上のための啓発活動	32
(4)	投資試算のまとめ	32
(5)	防災等緊急時の事業	32
第6章	投資・財政計画	33
第1節	財源試算	33
(1)	下水道使用料	33
(2)	一般会計からの繰入金	34
(3)	企業債	35
(4)	社会資本整備総合交付金（国庫補助金）	36
第2節	投資・財政計画	37
(1)	収益的収支について	37
(2)	資本的収支について	38
(3)	収益的収支と資本的収支の一元管理による経営戦略	38
(4)	資金残高の推移について	39
(5)	経営戦略期間における投資・財政計画のまとめ	39
(6)	適正な下水道使用料について	40
(7)	長期収支計画について	41
別紙	投資・財政計画（収益的収支・資本的収支）	42
第7章	経営戦略の事後検証及び更新等	44
	(参考) 下水道事業用語集	45

第1章 経営戦略策定及び改定の趣旨

下水道事業は、汚水や雨水の排除により、公衆衛生の向上や生活環境の改善、浸水被害の防止を図り、併せて川、湖沼、港湾等の公共用水域における水質保全の役割を担う市民生活にとって必要不可欠な公共性の高い事業です。

本市の下水道事業は昭和24年に事業着手し、建設整備を進めてまいりました。現在では、老朽化が進行する既存の下水道施設の維持管理や改築更新及び発生頻度が近年増加している局所的集中豪雨等に対応するための更なる浸水対策を重点的に行っており、これにかかる費用は年々増加しています。

一方、収入に関しては、少子高齢化に伴う人口減少や節水器具の普及に伴う省資源化等により、汚水の排除経費を賄う下水道使用料収入が減少しています。

このような事情から、事業の現状と将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、同計画に基づく経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいます。

策定からの3年間で金利や物価は想定以上に上昇しました。また、令和7年度から大阪府流域下水道事業の経費負担額が増加します。これらの費用の増加が長期的に経営に与える影響を令和4年度決算の各指標から評価・分析し、投資・財政計画の見直しを中心に経営戦略を改定しました。

第1節 経営戦略の位置づけ

本市の最上位計画である東大阪市第3次総合計画（令和3年度～令和12年度）を基に、今後10年間の重点施策や分野別施策を具体的に示し、実施計画において事業計画を示します。

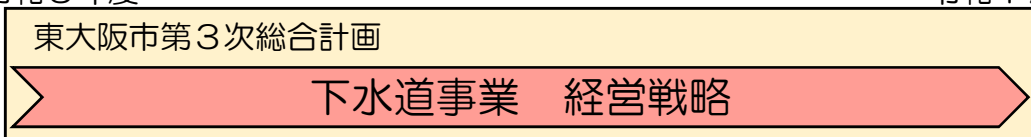
下水道事業と東大阪市第3次総合計画との整合を図るべく、「雨水レベルアップ計画」・「下水道総合地震対策計画」・「下水道ストックマネジメント計画」で中短期計画で具体的に投資計画を示し、市の実施計画に反映させています。

経営戦略はこれら投資試算と、それに対応する財源の見通しを構成要素としています。これに投資以外の経費も含めたうえで収支均衡が図れるように「投資・財政計画（収支計画）」を策定し、今後も市民に継続的な下水道サービスを提供していきます。

第2節 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間
 (2021年度)
 令和3年度

(2030年度)
 令和12年度



第2章 下水道事業の現状と課題

第1節 下水道事業の役割

下水道を整備する目的は、下水道法第1条で「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」とされています。

その目的を達成するために、長い年月と多額の建設投資により整備される下水道施設（下水道管、ポンプ場、処理場等）は、市民の日常生活や社会経済活動の根底を支える重要な社会基盤であり財産です。

下水道の主な役割には、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質保全という大きな3つの役割があります。

① 汚水の排除（公衆衛生の向上や生活環境の改善）

家庭や工場等から排水される汚水が側溝に流れることがなくなることにより、汚いどぶがなくなり公衆衛生の向上が図られるとともに、便所が水洗化されることで快適な生活環境が確保されます。

② 雨水の排除（浸水の防除）

私たちの町に降った雨水を、下水道管やポンプ場等を通じて河川等に速やかに排除したり、貯留・浸透したりすることにより、浸水を防ぎ、被害を取り除きます。

③ 公共用水域の水質保全

家庭や工場等から排水される汚水を下水道管を通じて処理場へ送り、浄化された状態に処理して河川等に流すことにより、不特定多数の人々に共有される水域（川、湖沼、港湾、海域等）の水質を保全します。

第2節 下水道事業の種類


本市の下水道事業は『公共下水道』のみを行っています。

公共下水道とは、下水道法第2条第3号で「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」、「主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するものまたは流域下水道に接続するもの」のいずれかに該当する下水道とされています。

本市の公共下水道は、市域面積6,178haのうち、山間部を除く5,159haにおいて全体計画を策定し事業に取り組んでいます。市域を4つの処理区（放出、平野、川俣、鴻池）に区分しており、放出及び平野処理区は大阪市にある処理場で、川俣及び鴻池処理区は大阪府の水みらいセンターで下水処理が行われています。


4つの処理区で総延長約1,166kmの管渠が整備されており、放出及び平野処理区にはそれぞれ1箇所のポンプ場が整備されています。

施設名称	
岸田堂ポンプ場	
供用開始年月日	
昭和46年3月8日	
揚水能力(m ³ /秒)	
雨水	9.5
汚水	1.59

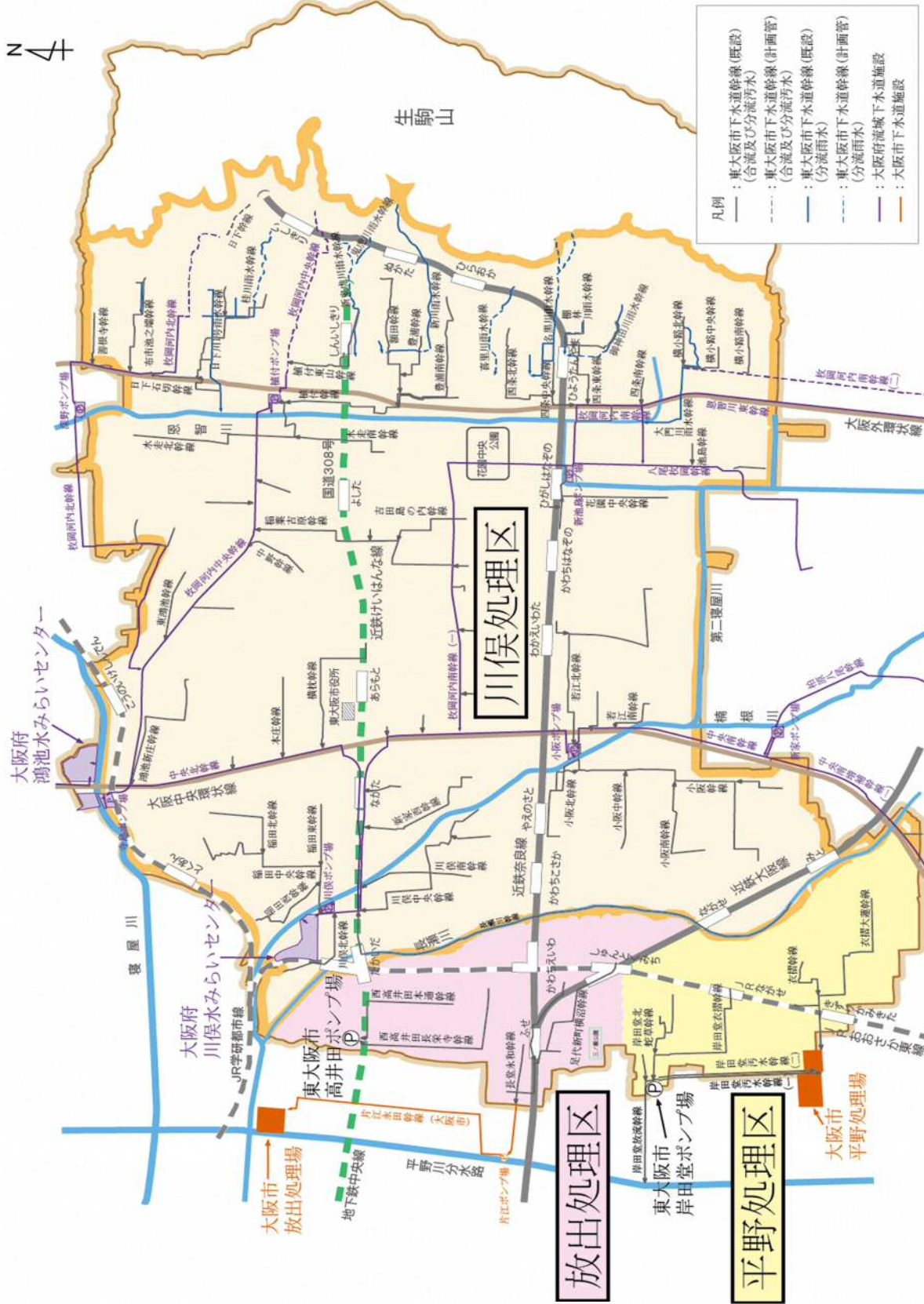


東大阪市 岸田堂ポンプ場

施設名称	
高井田ポンプ場	
供用開始年月日	
昭和39年11月27日	
揚水能力(m ³ /秒)	
雨水	9.04
汚水	1.04

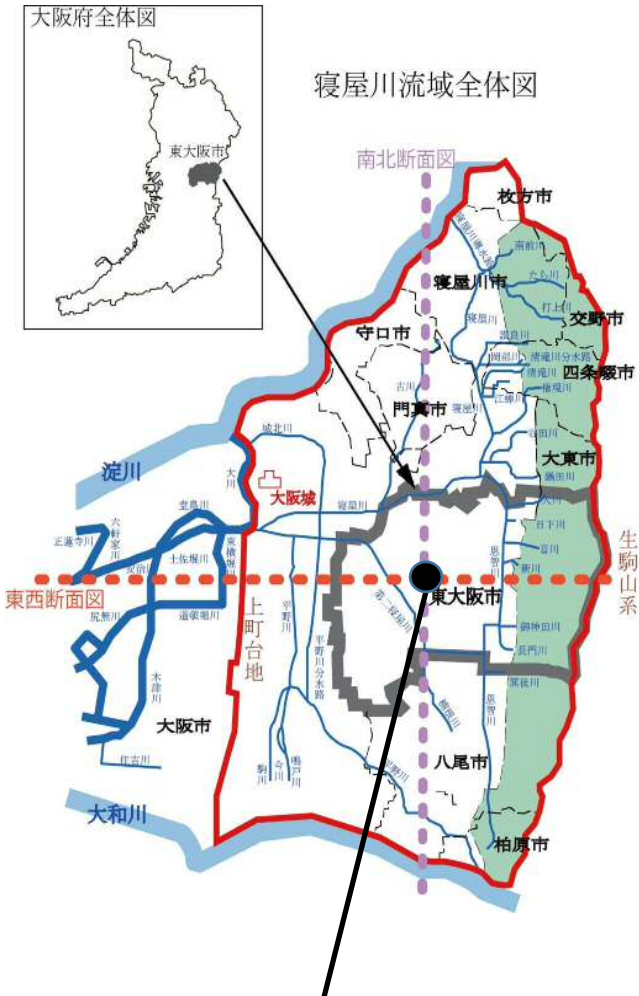


東大阪市下水道処理区及び幹線図



東大阪市の地形特性

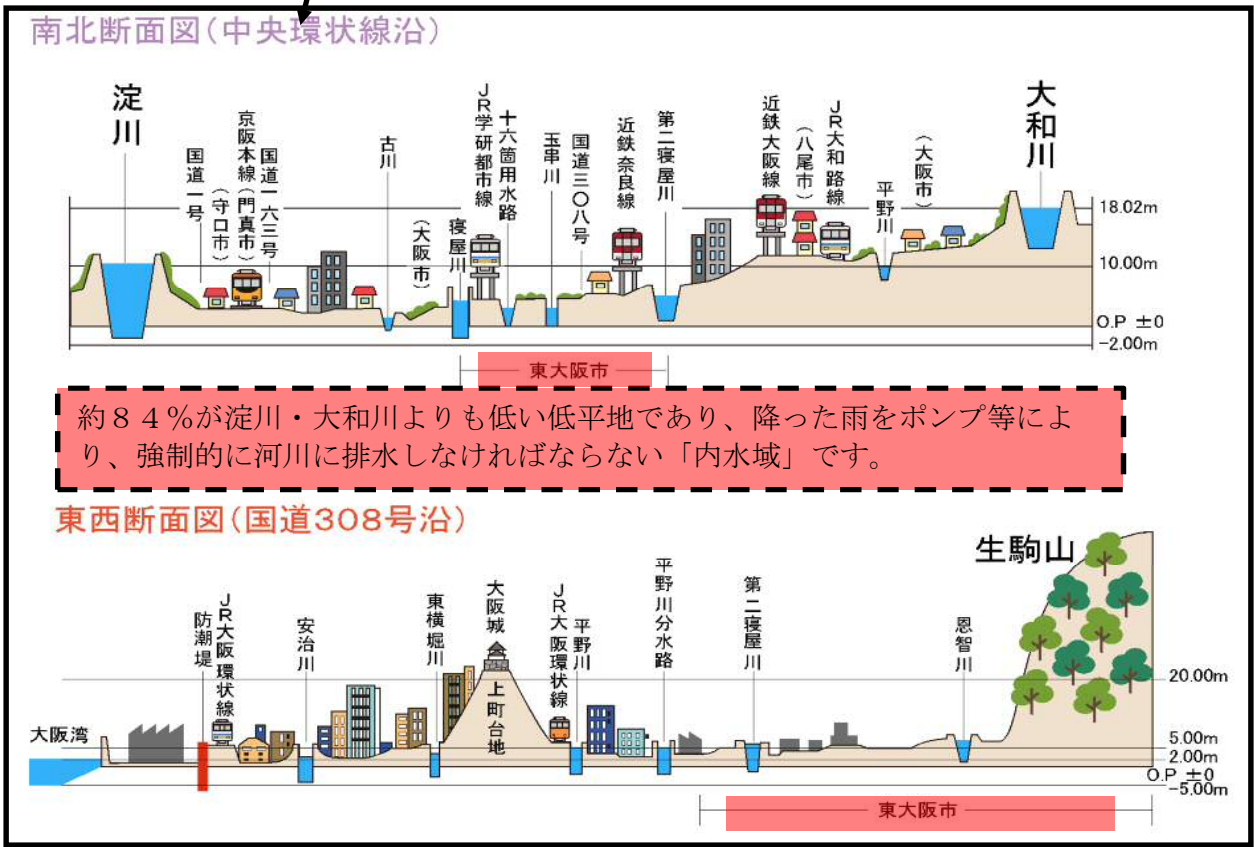
東大阪市の東西方向では東に生駒山、西に上町台地、南北方向では北に淀川、南に大和川に囲まれた低平地のほぼ中央に位置し、寝屋川流域と呼ばれる大阪平野の一部で、大阪市東部を含む11市にまたがる地域です。



高度成長期以降の急激な都市化により農地が減少したため、当時の河川・下水道の計画規模を上回る雨水流出により、大規模な浸水被害が繰り返されました。これらを背景に、平成元年3月に流域関係11市及び大阪府、建設省により「寝屋川流域総合治水対策協議会」が設立され、平成2年4月に「寝屋川流域整備計画」を策定し、河川と下水道と寝屋川流域関係市が一体となった総合的な治水対策を進めることになりました。

本市は、平成3年度に「雨水レベルアップ計画」を策定し、雨水増補管築造に着手しました。

平成16年5月に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、寝屋川流域においては、平成18年に「特定都市河川流域」に指定され、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等や「寝屋川流域水害対策計画」のもと、河川管理者による雨水流出抑制施設の整備等が進められています。



約84%が淀川・大和川よりも低い低平地であり、降った雨をポンプ等により、強制的に河川に排水しなければならない「内水域」です。

第3節 下水道事業の現状

本市は高度成長期以降の急激な都市化によって下水道の普及が求められ、昭和42年度から平成16年度にかけて下水道施設を集中的に整備しました。また、市域の大部分は淀川・大和川よりも低く浸水被害が発生しやすいため、浸水対策も重点的に進めてきました。集中投資を開始した昭和42年度から50年以上経過した現在では、ほとんどの市民の方が下水道を利用できるようになり、浸水被害は整備前と比べ大幅に減少しました。

一方で、集中整備した際の多額の企業債残高や、耐用年数50年を経過した施設等の老朽化対策が、経営を圧迫している状況です。

下水道の処理区については、鴻池、川俣、放出及び平野の4処理区に市域を分けて設けており、下水処理場を所有していない本市は下水処理を委託しています。鴻池及び川俣処理区の下水処理は大阪府寝屋川北部及び南部流域下水道に接続し、鴻池水みらいセンターと川俣水みらいセンターに委託しています。また、放出及び平野処理区の下水処理は大阪市の放出及び平野処理場に委託しています。複数の自治体が包括的に下水処理を行うことでスケールメリットが発生し、収益的支出の約3割を占める下水の処理費が軽減されています。

下水道事業の会計については、平成20年度から地方公営企業法の一部を適用して公営企業会計方式を導入し、経営成績や財務状態を把握することで事業経営の実態をより的確に捉えることが出来るようになりました。また、平成25年度に水道事業と同様の地方公営企業法の全部を適用し、同一の任命権者である上下水道事業管理者の下、より一体となって施策に取り組む組織となりました。

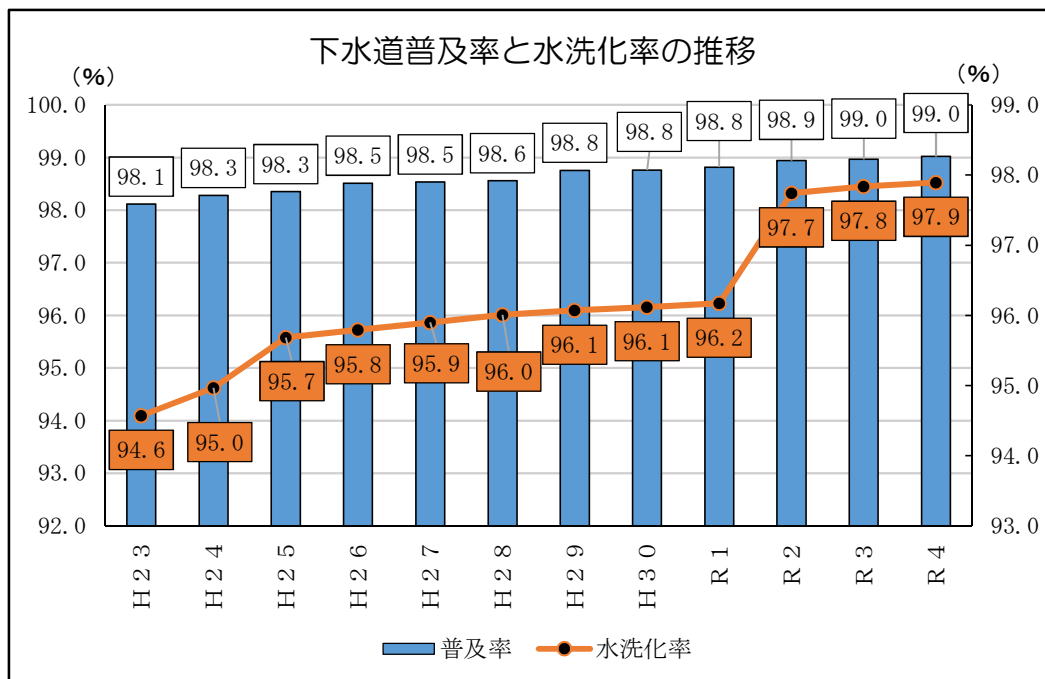
しかし、大阪府下で進んでいる水道事業の企業団統合によって、上下水道局が解消される可能性があります。そのため、これまで下水道使用料の徴収など水道事業と連携してきた業務の見直しや組織変更を視野に入れた経営戦略に取り組む必要が出てきています。

(1) 下水道の普及状況

令和4年度末の下水道の処理人口普及率は99%となっています。

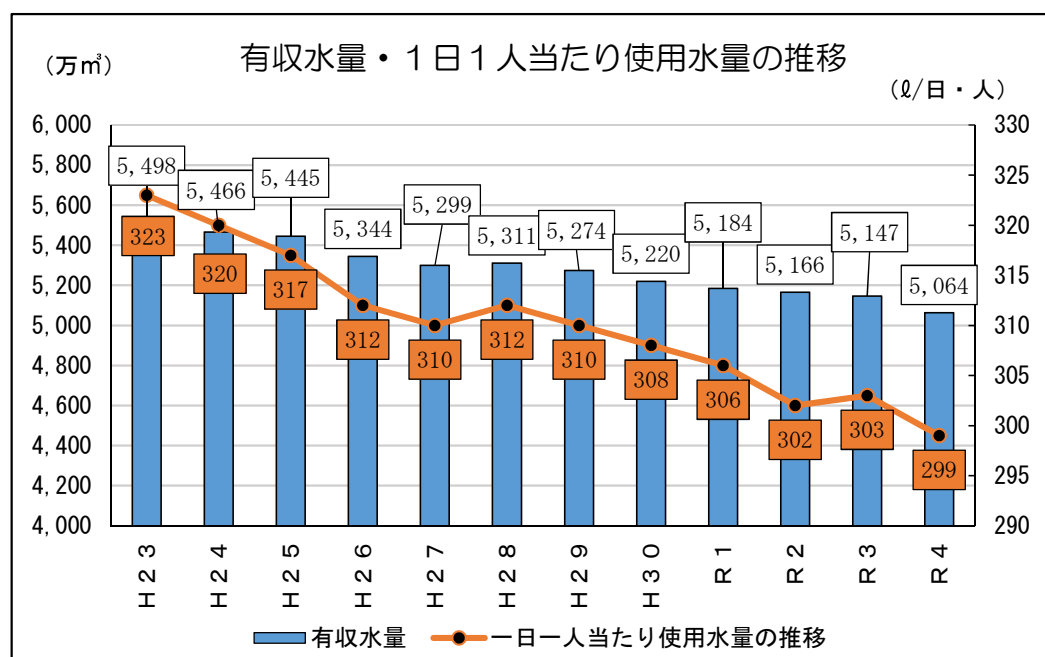
(2) 水洗化の状況

令和4年度末の水洗化率は97.9%となっており、処理区域内における勧奨活動を行っているところですが、次頁のグラフのとおり、道路より家屋が低い物理的要因や住民の個別事情等により水洗化に時間を要しています。



(3) 使用水量の状況

有収水量の推移に関しては、下記のグラフのとおり、ここ数年は人口減少及び節水器具の普及等の要因により減少傾向になっています。



また、有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除した一日一人当たりの使用水量の推移についても、上記のグラフのとおり、ここ数年は減少傾向になっています。

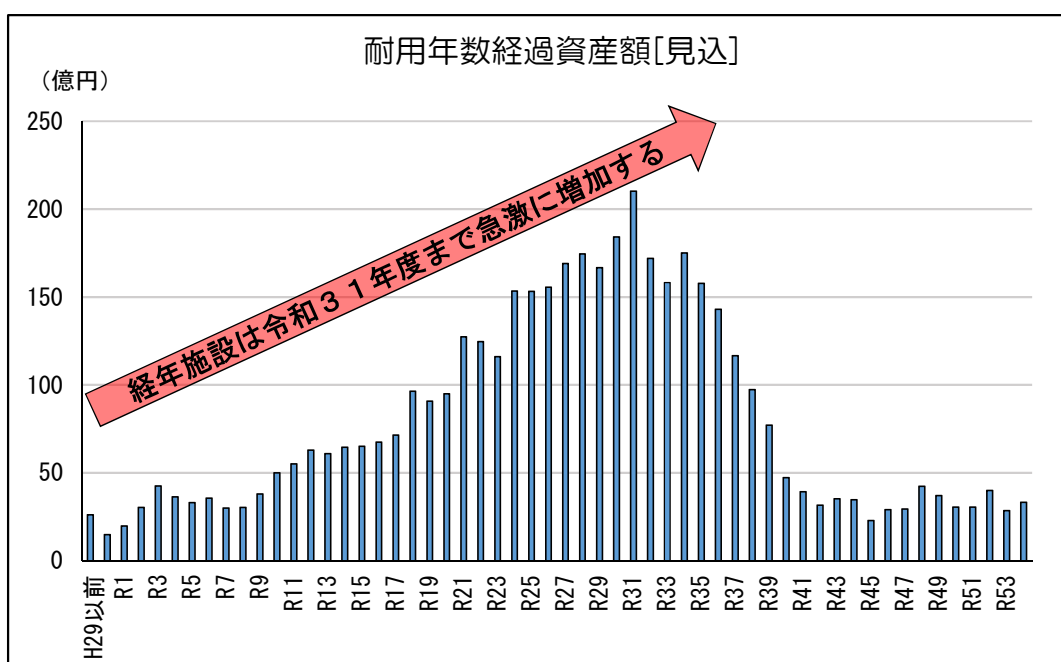
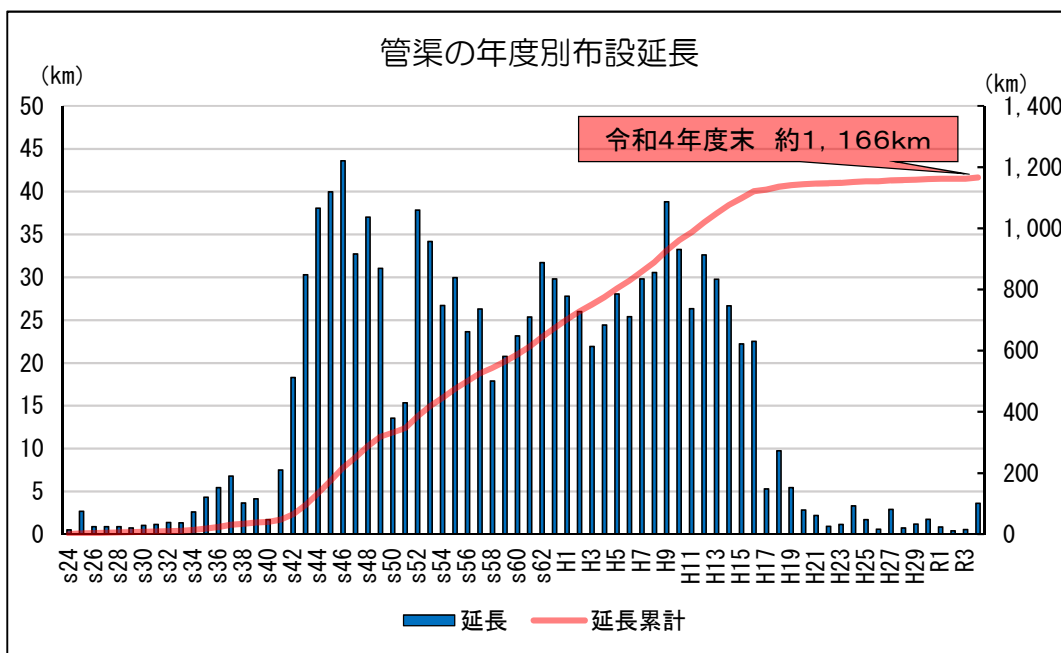
減少傾向となる主な要因は、人口減少や節水機器の普及等によるものと考えています。

(4) 老朽化の状況

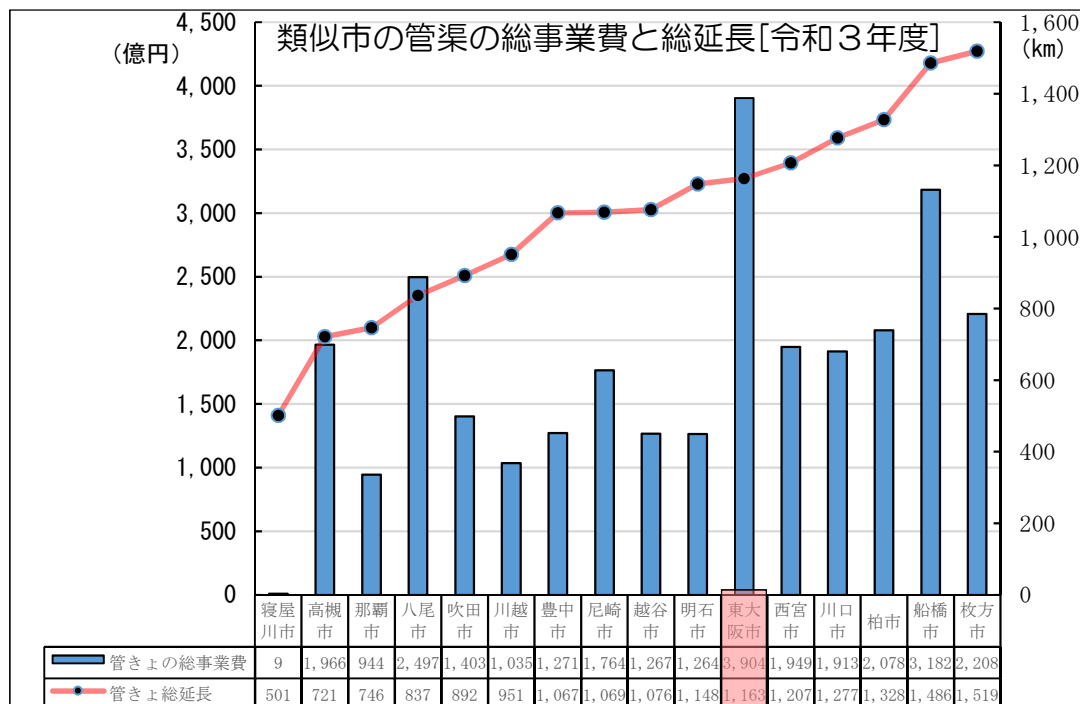
① 管渠の状況

管渠布設は、令和4年度末で約1,166kmの整備を行い、耐用年数(50年)経過延長は250.6km、令和17年度には、およそ半分の管渠が布設から50年以上経過することになります。

次からのグラフの内、一つ目は管渠の年度別布設延長で整備経過で、昭和42年度から平成16年度までの下水道管布設の集中投資が特徴となっています。二つ目は年度別の耐用年数経過資産額の推移で、昭和40年代に布設した管渠が50年経過する平成30年度以降から急激に経年施設が増加します。三つ目は中核市の管渠の総事業費と総延長の比較で、本市は内水域であることから管渠の断面積を大きくして雨水排除に備える為、他の中核市と比較しても管渠延長に対して総事業費が高額となり、管渠の老朽化による更新費用への影響も大きくなります。



※前頁二つ目のグラフは 固定資産上の耐用年数が経過した年度の帳簿原価の合計額を表示しているものであり、当該年度に必要な改築更新費用を示したものではありません。



※以後、中核市との比較については、令和3年度総務省地方公営企業年鑑より、以下の条件を満たす自治体と比較します。

- 令和3年度において、
- ① 中核市であること
 - ② 地方公営企業法を適用していること
 - ③ 総務省類型Aa1で処理区域内人口10万人以上、有収水量密度7.5千 m^3 /ha以上、供用開始年数25年以上

② ポンプ施設の状況

放出及び平野処理区の下水処理委託先に放流するために必要な高井田・岸田堂ポンプ場は、いずれも供用開始から40年以上経過しており、定期的な点検を行い、適宜修繕及び更新を行っていますが、供用開始時からの設備も多く有しています。

(令和5年3月31日現在)

公共下水道ポンプ施設名称	供用開始年月日
高井田ポンプ場	昭和39年11月27日
岸田堂ポンプ場	昭和46年 3月 8日

③ ポンプ場設備の状況

次頁のポンプ場の設備数及び老朽化率と耐用年数経過状況の表グラフの通り2箇所
の公共下水道ポンプ場において、平成29年時点で耐用年数を経過している設備
の割合（老朽化率）が、高井田ポンプ場で約49%、岸田堂ポンプ場で約53%に
達しています。

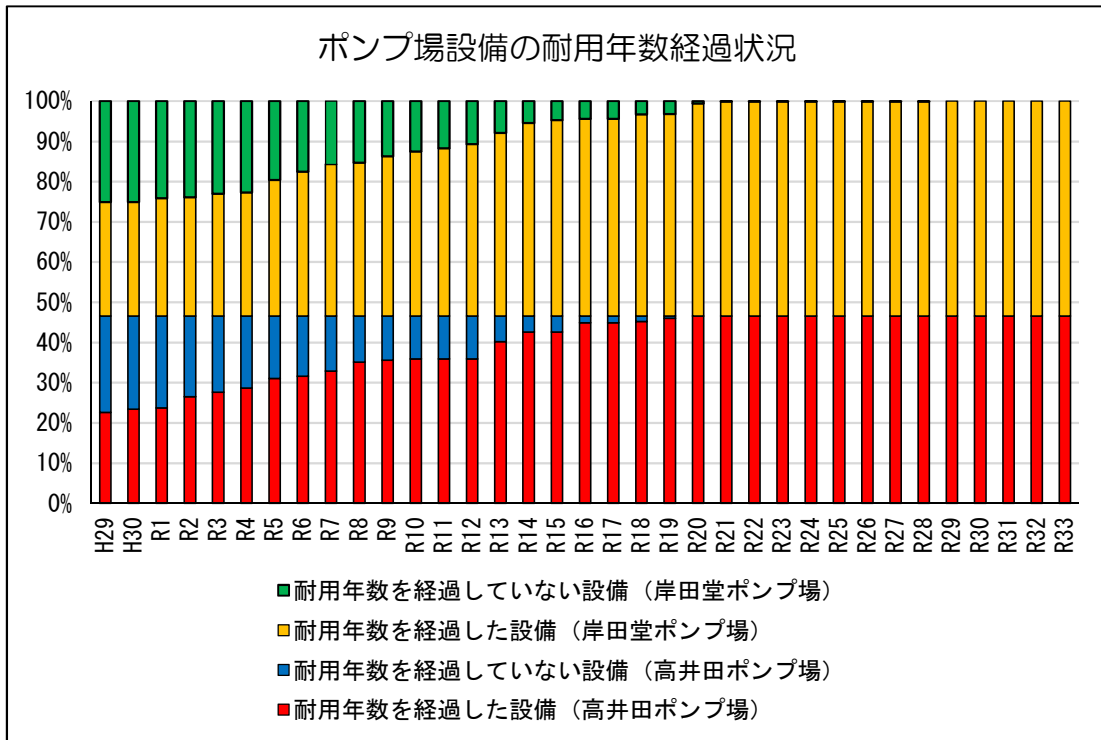
仮に、設備の更新を実施しなかった場合、令和20年頃には全ての設備が耐用年
数を経過する状況になることから、計画的に改築更新を進め、耐用年数経過の設備
を減らしていく必要があります。

ポンプ場の設備数及び老朽化率

施設名 工種	高井田ポンプ場		岸田堂ポンプ場		高井田P+岸田堂P		
	小分類 設備数	耐用年数 経過設備数	小分類 設備数	耐用年数 経過設備数	小分類 設備数	耐用年数 経過設備数	老朽化率
土木施設	11	11	15	13	26	24	92%
建築施設	90	39	104	74	194	113	58%
建築機械	18	8	18	14	36	22	61%
建築電気	15	2	30	11	45	13	29%
機械設備	122	51	135	36	257	87	34%
電気設備	80	52	83	56	163	108	66%
合計	336	163 (49%)	385	204 (53%)	721	367	51%

※ 平成29年時点の標準耐用年数経過小分類設備数()は高井田ポンプ場、岸田堂ポンプ場各々の老朽化率

※ 小分類とは「下水道施設の改築について(平成15年6月19日事務連絡別表)」に定めるもの



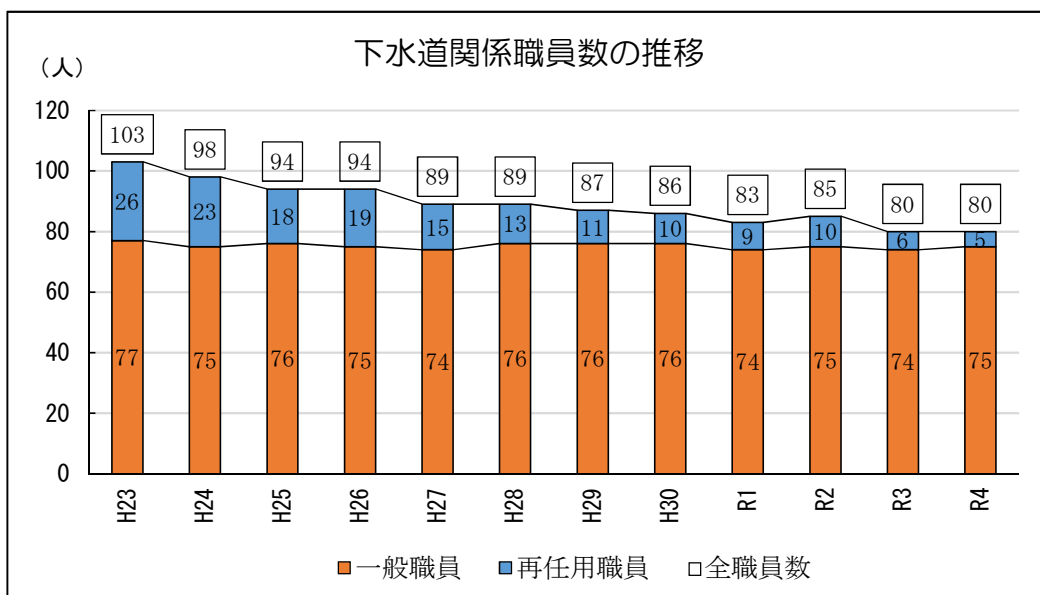
(5) 浸水対策の状況

上位計画である「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、概ね10年に1度の降雨に対応する放流施設及び雨水貯留施設の整備を行っています。

しかし、近年、局所的集中豪雨が多発しており、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出が頻繁に生じています。

(6) 職員の状況

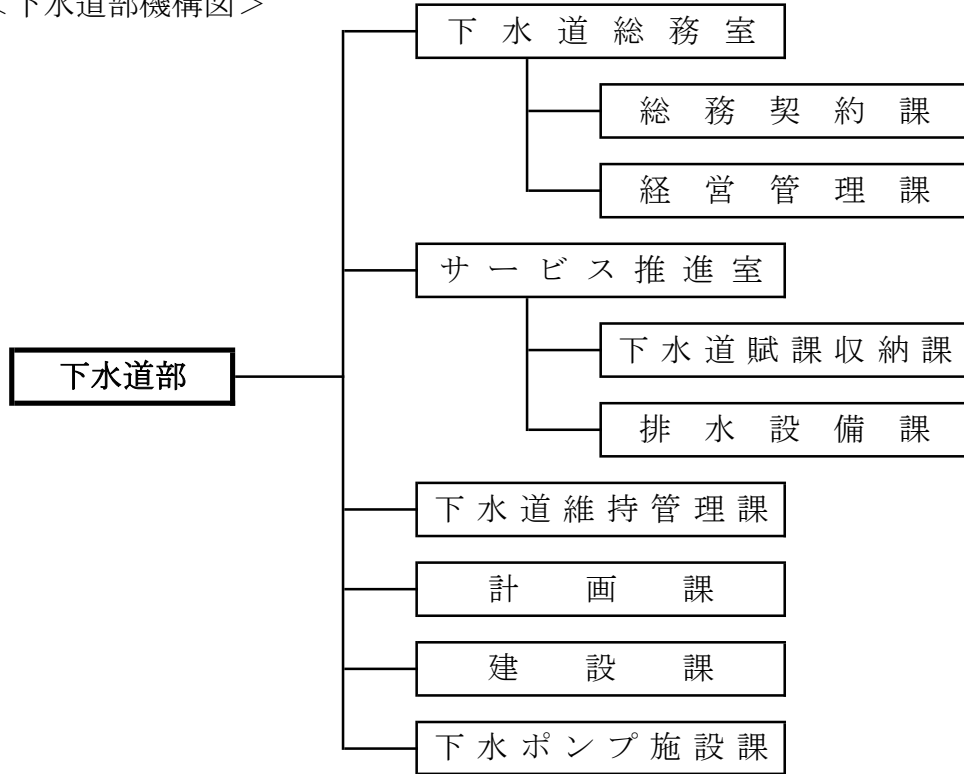
下水道事業の職員数は、平成2年度の174名が、地方公営企業法の一部適用した平成20年度に108名（平成2年度より38%減員）、令和4年度末現在は80名（平成2年度より54%減員）となっています。



(7) 組織の状況

下水道部の組織は、2室（下水道総務室、サービス推進室）、4課（下水道維持管理課、計画課、建設課、下水ポンプ施設課）で構成されています。

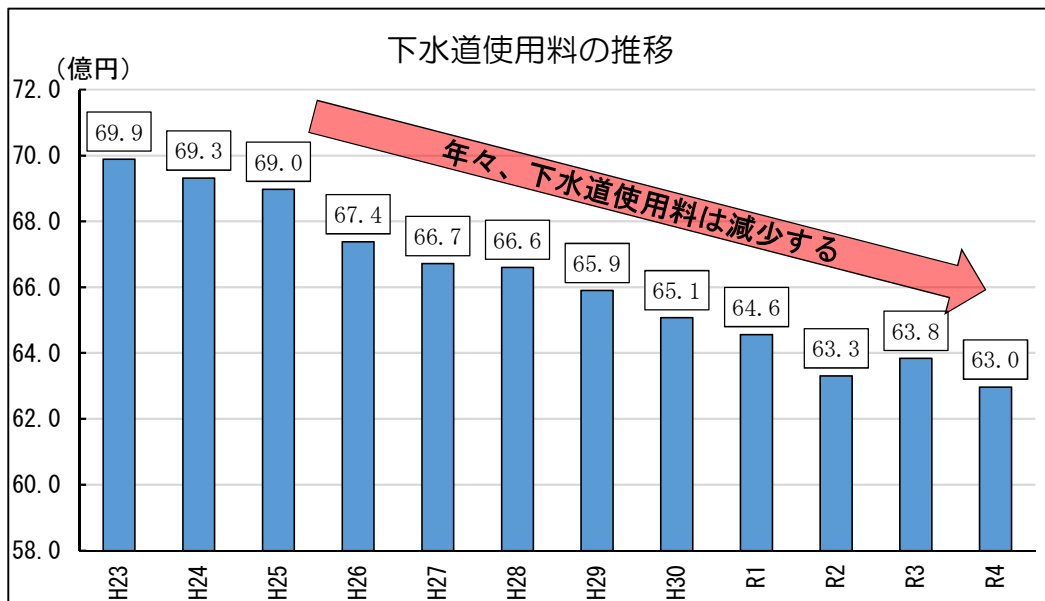
<下水道部機構図>



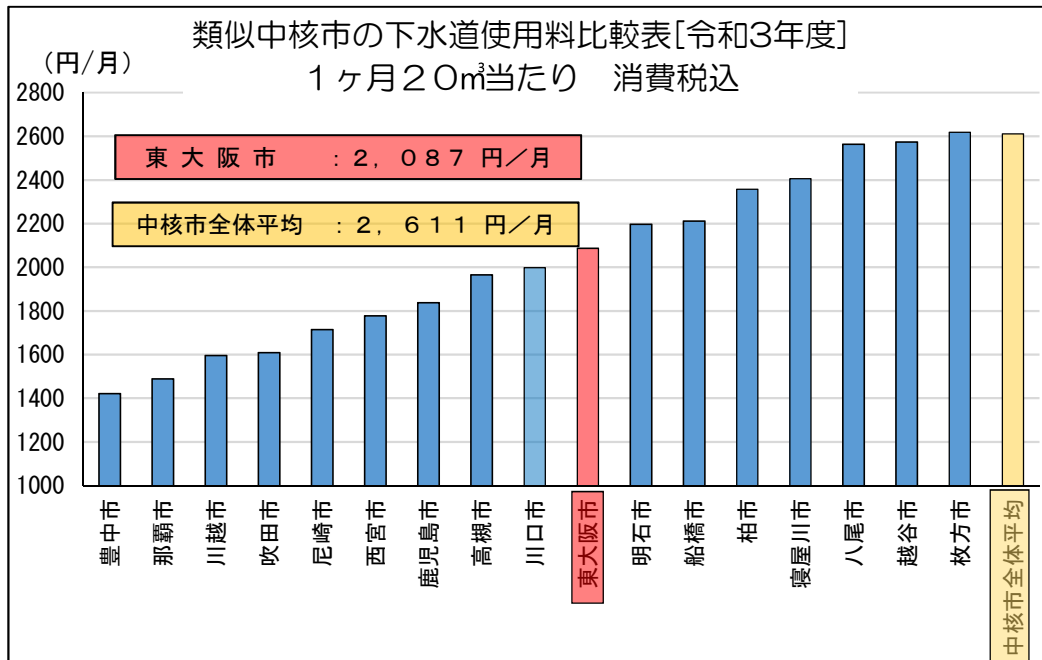
(8) 経営の状況

① 下水道使用料の状況

下水道使用料収入に関しては、人口減少や節水機器の普及等による使用水量の減少に伴う使用料単価の減により、下記グラフのとおり年々減少の傾向になっています。



本市の平均的な一般家庭が1ヶ月当たり20m³使用した場合、下水道使用料は令和3年度時点で2,087円となり、中核市平均を524円下回っています。



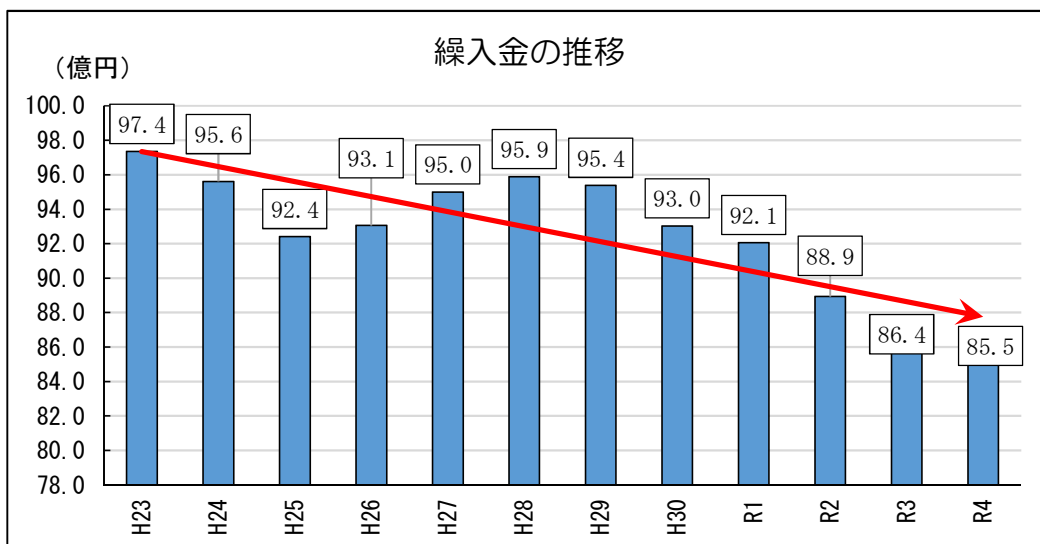
② 繰入金の状況

汚水処理に要する経費は、原因者・受益者が明らかなことから、使用した量に応じた下水道使用料を使用者（私費）が負担します。

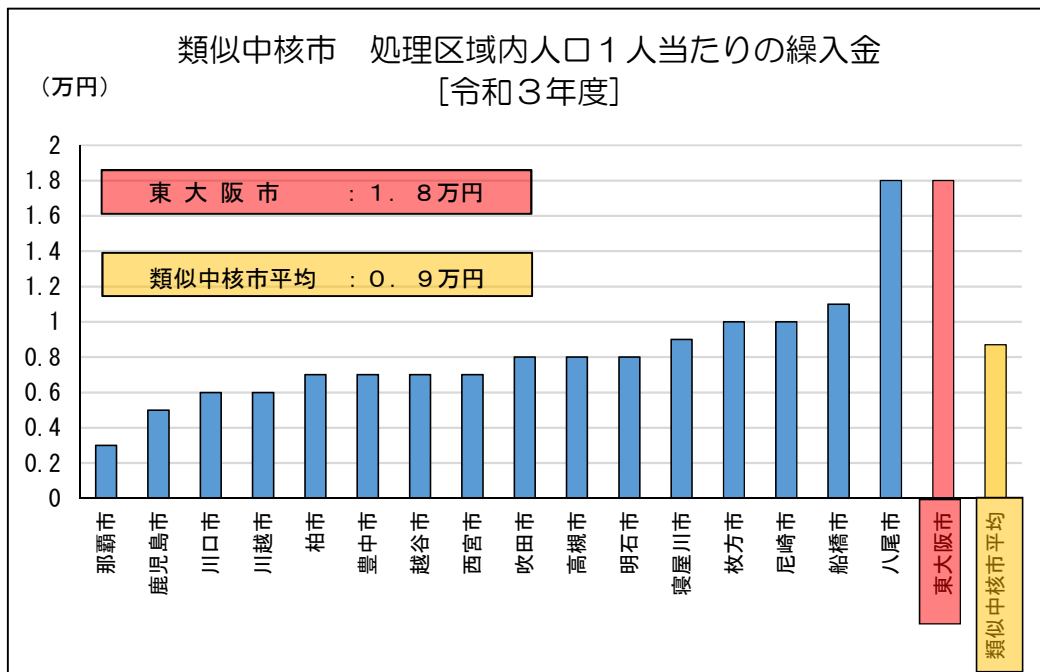
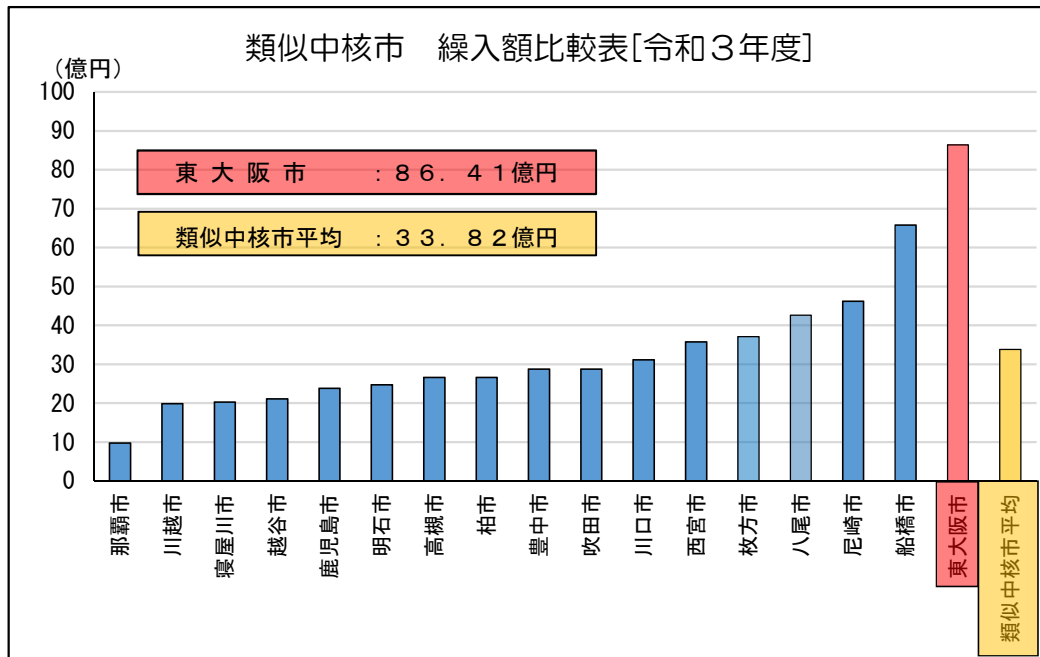
一方、雨水排除は自然現象のため原因者を特定出来ず、その受益は広く市民に及ぶため、下水道事業が行う雨水排除は公費として自治体が負担します。

この雨水公費・汚水私費の原則から、雨水に係る費用を一般会計が負担することによる収入を「繰入金」といいます。

一般会計からの繰入金は、これまでに雨水排除を目的とした下水道施設の建設に伴う費用である企業債償還や減価償却費を順次終えているため、減少が続いています。



令和3年度時点では、繰入金は中核市でトップの状況です。これは本市の地形的な特徴である内水域であることから、雨水排除のための費用に対して多くの繰入金が必要となっているためです。



③ 経費回収率の状況

経費回収率は汚水処理費を下水道使用料でどれだけ賄えているかを示すもので、100%を上回っていれば、下水道使用料で汚水処理が賄えていることを示しています。

本市の経費回収率は120%付近で推移しています。この要因として収益面では本市の人口密度が高く、効率的な経費回収が出来ていること、費用面では下水処理を大阪府流域下水道と大阪市の処理場に処理委託することで生じるスケールメリットによるものと分析しています。

令和7年度より段階的に大阪府流域下水道の処理費負担金が増額されることや、今後増加していく老朽化施設の維持管理費の増加等で、経費回収率は悪化していくと見込んでいます。

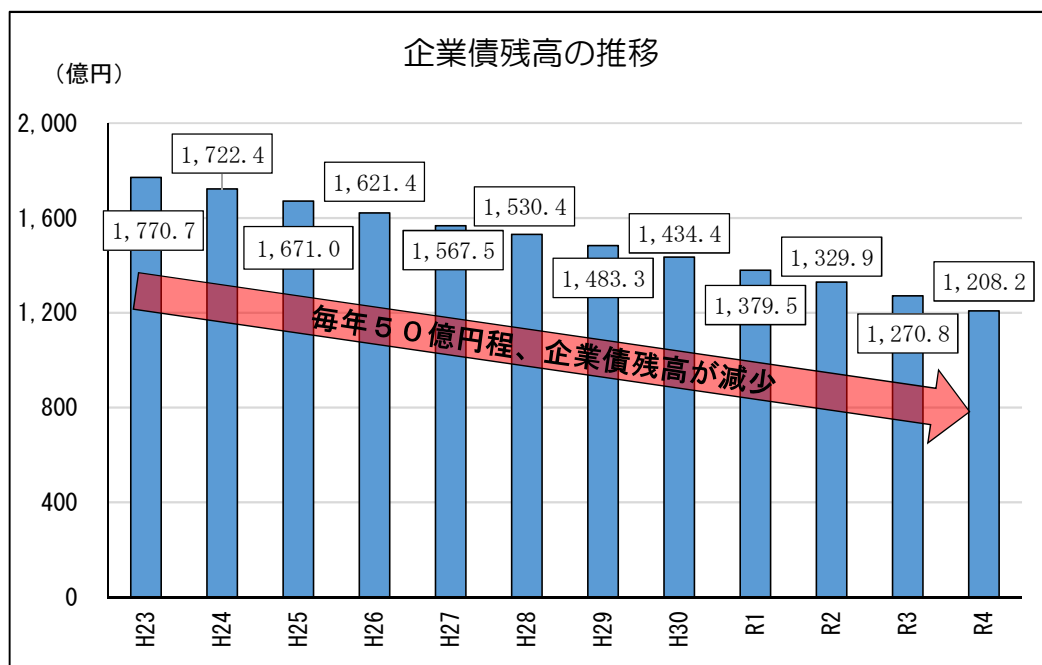
経費回収率の推移

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
経 費 回 収 率	122.5%	122.3%	119.9%	125.7%	131.7%

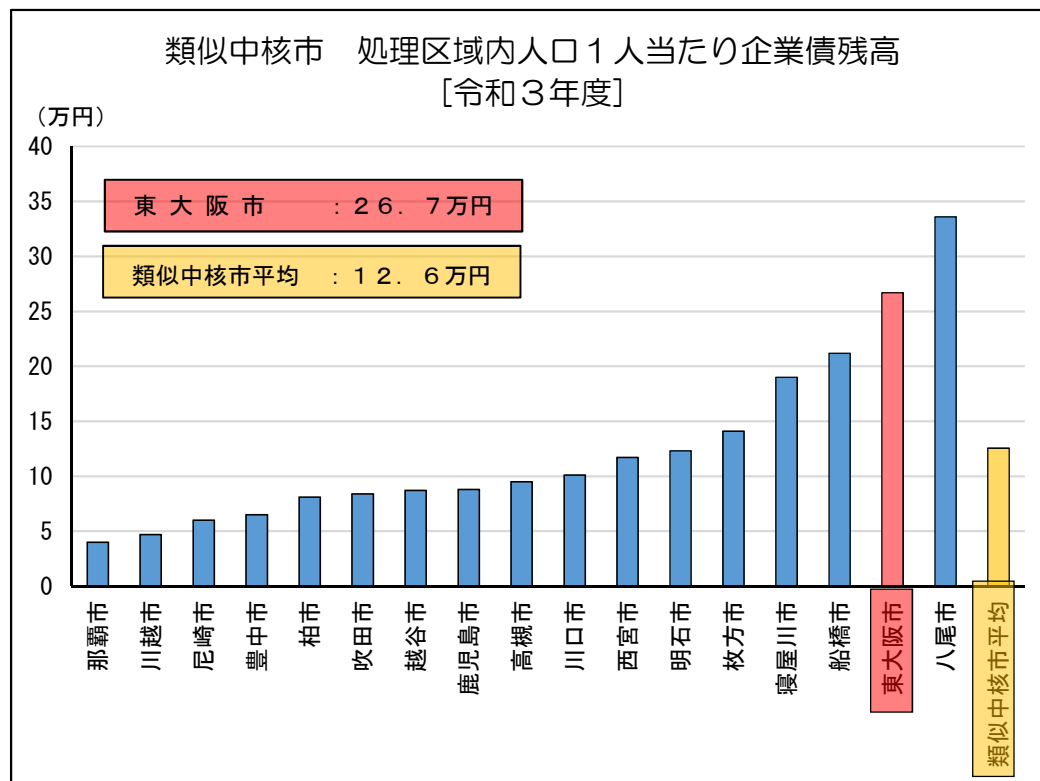
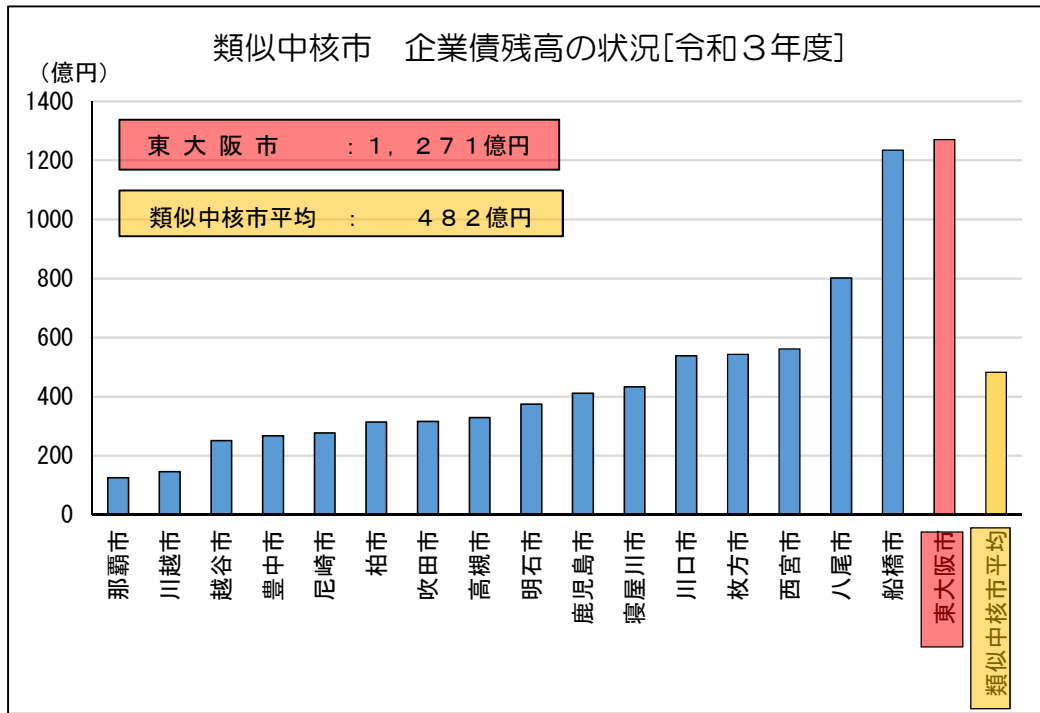
④ 企業債残高の状況

下水道施設構築のための財源として、大阪府知事の同意を得て、主に償還期間が30年前後の長期の公的資金を借り入れて事業を行っています。

令和4年度末の企業債残高は、約1,208億円ですが、下記のグラフのとおり、企業債の残高は毎年50億円程減少しています。



令和3年度の中核市における企業債残高では、本市は最も残高が多くなっています。内訳として雨水整備に費やした約70%分は公費負担であり、残りの約30%は私費負担（下水道使用料）となります。

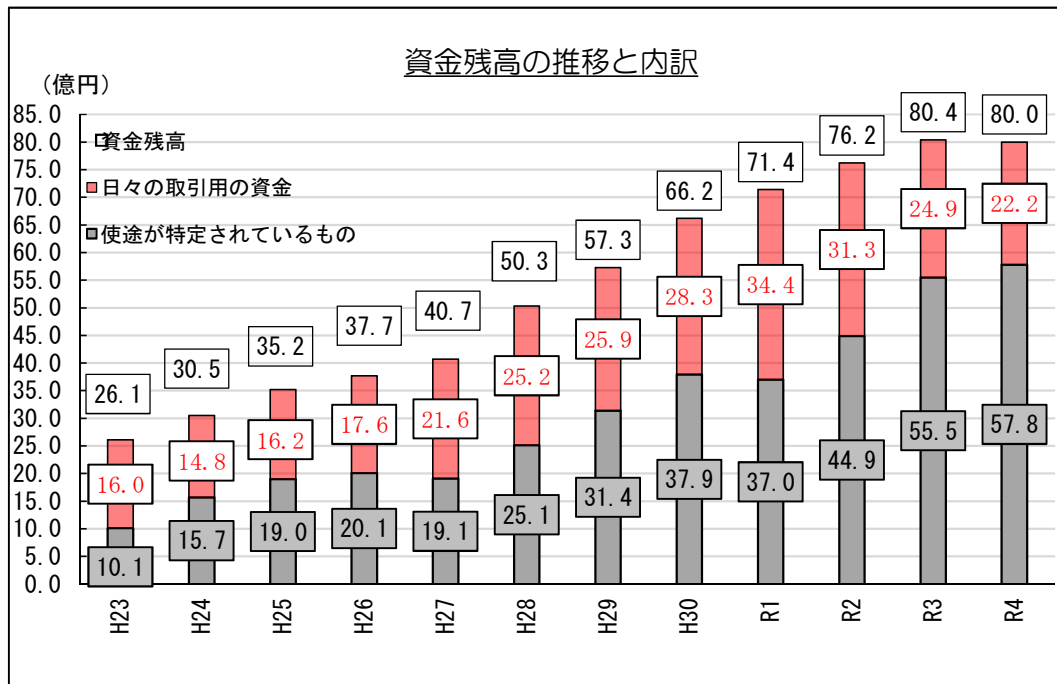


⑤ 資金残高の状況

下水道事業における会計期間は4月から3月までの1年間です。その期間に行われる日々の取引では主な収入として、下水道使用料、一般会計からの繰入金、社会資本整備総合交付金、企業債があります。一方、主な支出として、工事竣工代金、汚水処理費、企業債償還金、施設修繕費、維持管理費があります。

年度当初の4月は月末の下水道使用料等の収入までに、工事竣工代金等の支払いが複数あるため、4月1日時点で25億円以上の資金残高があることが望ましいです。ただし、減債積立金等の使途が特定されている資金が確保されていれば、一時借入金で対応できます。

令和4年度末時点では資金残高が約80億円ありますが、このうち約58億円は資金の使途が特定されています。よって、資金残高からその金額を差し引いた約22億円が日々の取引用の資金となります。4月1日時点で25億円を下回り、資金残高は今後も減少が続くと見込まれるため、一時借入金による支払利息が発生する可能性が高まっています。



⑥ 経営指標

令和3年度の公共下水道事業の経営指標を中核市と比較すると、次の通りです。

【経営の健全性】

経常収支比率は概ね良好ですが、企業債残高対事業規模比率が高いことから企業債に係る支出が高止まりしており、流動比率が低い状況です。

企業債残高対事業規模比率が高いのは、本市が川よりも低い内水域で継続的に浸水対策を行ってきており、その際の企業債残高が多く残っているからです。

短期間で下水道施設を整備してきたため、多額の借金返済が集中しており、厳しい経営状況となっています。

【下水道使用料水準の妥当性】

一般家庭の平均的な使用水量である1ヵ月当たり20m³使用した場合の下水道使用料は、令和3年度時点で2,087円となり、中核市と比較しても低い水準です。

経費回収率は125.7%と100%を越え、かつ黒字であり、中核市と比較しても高い水準であることから、汚水処理に係る事業運営は効率的であるといえます。

【老朽化の状況】

本市は比較的短期間で下水道施設に集中投資してきたため、近年、急速に耐用年数を超える施設が増えています。

令和3年度において管渠老朽化率は中核市平均を上回っており、下水道の普及が比較的早かった本市が先行している状況になっています。

老朽化対策は、ストックマネジメント計画に基づいて行っています。計画的に施設の点検・調査を行って対応が必要な施設を見つけ出し、改築更新を進めていきます。

公共下水道事業（令和3年度）

視点	項目	望ましい方向	東大阪市	中核市平均
経営の健全性	経常収支比率	↑	105.99%	108.56%
	累積欠損金比率	↓	-	0.71%
	流動比率	↑	70.45%	91.76%
	企業債残高対事業規模比率	↓	917.52%	786.23%
経営の効率性	経費回収率	↑	125.74%	102.79%
	汚水処理原価	↓	98.64円	145.96円
	水洗化率	↑	97.84%	94.86%
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	↓	34.86%	33.57%
	管渠老朽化率	↓	18.73%	8.23%
	管渠改善率	↑	0.34%	0.20%

※ 経費回収率、汚水処理原価は一般汚水の指数

第3章 経営の基本方針

現在、本市の下水道事業は多くの自治体と共通する課題を抱えています。人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少、下水道施設の老朽化による更新需要の増大、耐震化等災害への対応です。

この課題に適切に対応し、住民生活に欠かせない公共性の高い下水道事業サービスを継続的に提供していかねばなりません。

そのために本市の下水道事業は、上下水道基本構想「水の標」にあるすべてにおいて基本理念「すこやか（健全）」であることを目指し、「市民」「事業運営」「持続・快適」「危機管理」の4つの視点を引き続き事業に取り組みます。

基本方向①「市民」

市民との協働と質の高いサービスを目指します。

基本方向②「事業運営」

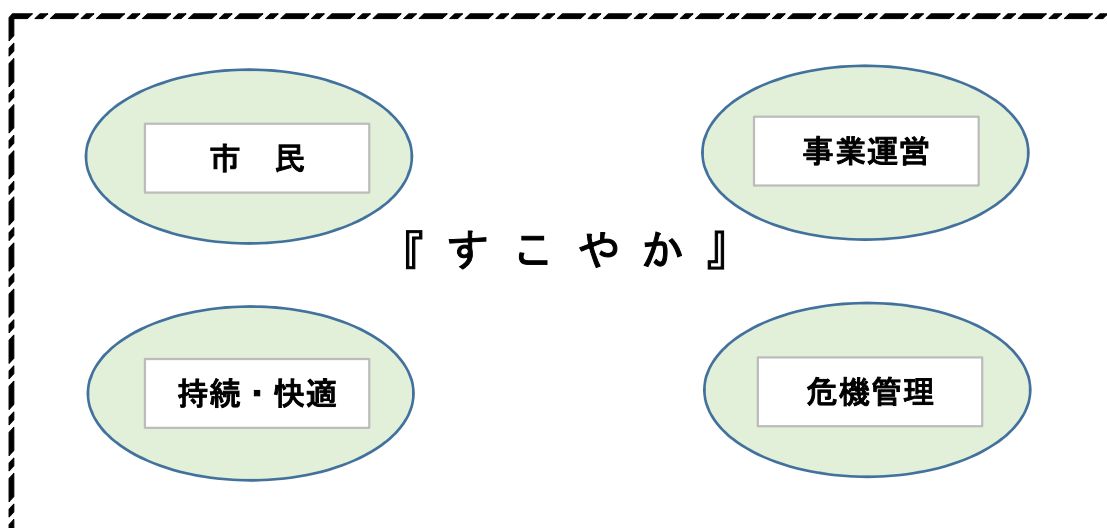
将来にわたって健全な事業運営を行います。

基本方向③「持続・快適」

安心快適な生活環境の実現と持続可能な発展を目指します。

基本方向④「危機管理」

危機に強いまちづくり、ライフラインづくりを目指します。



第4章 効率化・経営健全化の取組み

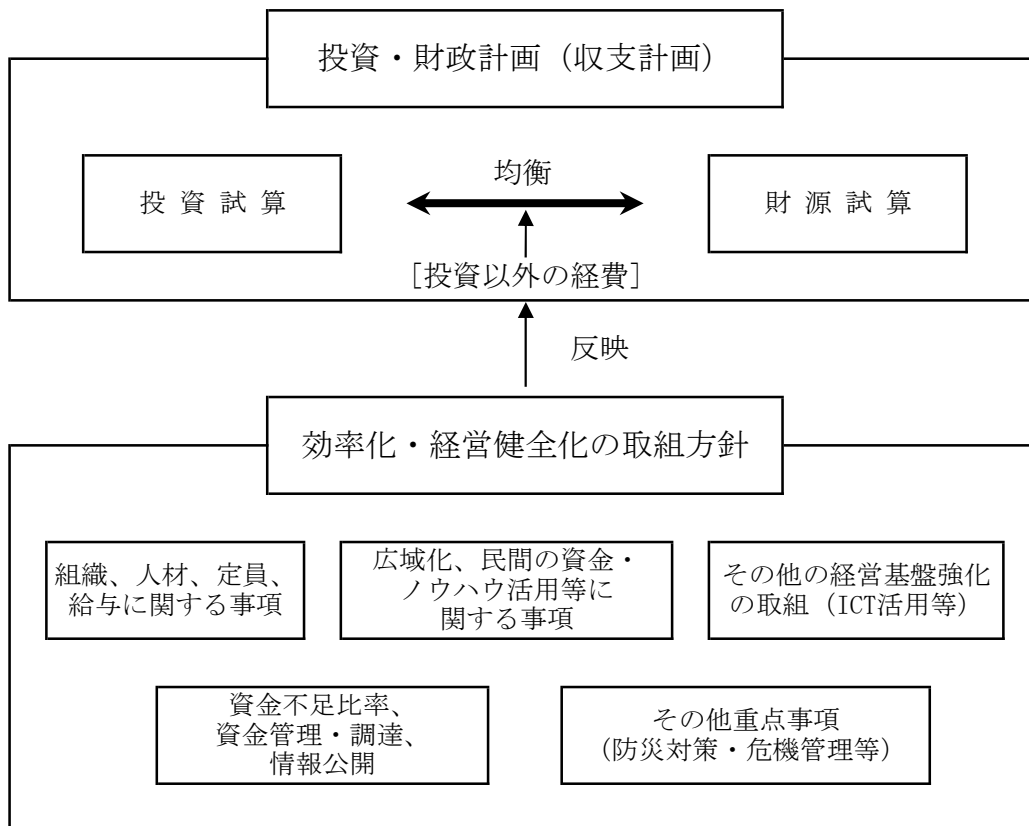
国は、公営企業について、人口減少や施設老朽化等により経営環境が厳しさを増す中で、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するように通知しています。（平成26年8月29日付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」）

その通知の中において国は、「経営戦略」について、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）等の支出と、「財源試算」（下水道使用料などの財源の見通し）により示される収入を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を効率化・経営健全化の取組みを反映させて策定するように要請しています。

（下記のイメージ図参照）

本章は、本市下水道事業の「経営戦略」における効率化・経営健全化の取組みについて示すものです。

経営戦略のイメージ



引用「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省通知）

第1節 組織、人材、定員、給与に関する事項

(1) 組織の活性化

効率的な事業運営を行うことを常に意識し、最適な事務執行体制を構成するため、上下水道並びに市長部局との人事異動による人材交流を推進し、職員の補職及び年齢構成の均衡化に努めます。

(2) 人材の育成

効率的な事業運営の実施、より良い市民サービスの提供には、組織力を最大限に発揮する必要があると考えます。

そのためには、組織の経営資源である職員個々の継続的な成長を要します。

職員の成長を促すため、専門的知識、資格の習得等の研修支援を積極的に行い、また、働きやすい職場環境づくりを推進するため、職員間のコミュニケーションの活性化に努めます。

(3) 定員管理の推進

下水道事業の定員管理は、東大阪市行財政改革プラン2020（上下水道事業編）の職員数計画に基づき、適正化に努めます。

(4) 職員給与の適正化

市長部局の給与制度の見直し動向を見極め、整合性を図り、下水道事業の給与制度の適正化を引き続き推進します。

第2節 広域化、民間の資金・ノウハウ活用等に関する事項

(1) 広域化への連携協力

施設・処理区の統合や維持管理業務の共同化などの広域化・共同化に関する計画を策定する大阪府等と連携協力することで処理費の抑制を図ります。

また、広域的浸水被害最小化のため、タイムライン（防災行動計画）の取組みにも連携協力します。その他の大阪府以外の他市との広域化できる業務の可能性についても研究します。

(2) 民間の資金・ノウハウの活用

これまでにも民間の資金やノウハウを活用し、維持管理保守や運転管理業務の委託化の効率化を図ってきましたが、今後も「民間で出来ることは民間で」という考えのもとに、危機管理や技術継承等の側面も勘案しつつ、直営で行う業務と外部委託等で行う業務を選別することで効率的な事業運営を目指します。

外部委託等で行う業務については、委託範囲の拡大や多種多様な委託・発注手法等の「民間活用」を視野に、最適な手法を検討します。

○ 主な取組み

- ・ ポンプ場の保守や運転管理の委託範囲拡大の検討
- ・ 管路施設の点検・調査・維持修繕等の委託範囲拡大の検討
- ・ ウォーターPPP（上下水道、工業用水道などの水道分野を対象とした官民連携方式）の導入検討

第3節 その他の経営基盤強化の取組み

（1） 下水道処理区域内の早期水洗化の促進

下水道処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全等に貢献していますが、道路より家屋が低い物理的要因や住民の個別事情等により下水道管への接続が行われていない家屋（未水洗化家屋）もあります。

早期水洗化促進の取組みとして未水洗化家屋への個別訪問を行っており、水洗化家屋への切替申請の年間内訳から未勧奨家屋よりも過去に勧奨を行った家屋からの申請が多いことから、一定の効果が見受けられます。

今後も継続的な勧奨により水洗化率の向上に努めることで、下水道使用料収入の拡大を図り、財務基盤を強化します。

また、未水洗化家屋台帳と料金システムを活用し、実態の把握に取り組みます。

○ 主な取組み

- ・ 未水洗化家屋への個別訪問
- ・ 未水洗化家屋台帳と料金システムの活用

計 画 年 度	実 績 令和4年度末	前 期 令和7年度	後 期 令和12年度
水洗化率	97.9%	98.2%	98.7%

※ 水洗化率 = 水洗化設置済人口 ÷ 処理区域内人口

（2） 徴収の強化

負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、滞納者に督促・催告を行い、加えて電話催告を実施することで、滞納の早期解決を目指し、徴収強化に努めます。

また、新水道料金システムの導入も行い、滞納者の未納情報等の一元管理が実現したことから、水道部門との連携を図り滞納者からの問い合わせ等に対して、職員が速やかに対応できるよう、より一層徴収強化に取り組みます。

○ 主な取組み

- ・ 水道部門との更なる連携強化
- ・ 滞納整理業務の強化

(3) 不明水対策の実施

下水道の管渠等に意図せず浸入してくる不明水（老朽化した管渠に浸入する地下水等）は、大阪府や大阪市へ支払う下水処理費増大要因の一つであり、有収率向上の妨げになります。

現在、日常の現場確認の際に、目視調査及びカメラ調査を実施しています。その際に不明水の浸入が確認された場合には、補修工事を行うことで不明水の浸入を防いでいます。

今後も、常に情報収集等に努めることで効率的で効果的な不明水対策を検討していきます。

○主な取り組み

- ・ 下水道の管渠の点検・調査による不明水の確認
- ・ 下水道管渠の維持管理方法について情報収集
- ・ 効率的かつ効果的な不明水対策の検討

(4) 経費削減に向けた事項

今後、本市では管渠の老朽化が急速に進み、維持管理費の高騰が予想されるため、施設のライフサイクルコストの最小化に取り組みます。また、施設の規模や稼働状況を踏まえた最適化と省エネルギータイプ機器及びメンテナンスフリー機器の導入や、ICT、特にIOTを活用した新技術を取入れ、施設の効率的な維持管理及び迅速な対応を進めます。

○主な取り組み

- ・ ライフサイクルコスト最小化の推進
- ・ 省エネルギータイプ機器やメンテナンスフリー機器の導入推進
- ・ ICT等を活用した効率的な維持管理

(5) 私道排水設備助成工事に対する助成金制度の見直し

これまで水洗化や浸水解消に係る排水設備を整備された方に対して助成を行ってききましたが、下水道施設が概成したことにより、助成金制度の見直しを行いました。

今後は、公共下水道事業として統一的に行うことが効率的かつ効果的であるとの判断から、全額助成制度の廃止、私道公共下水道設置制度や私道既設排水設備寄付制度の策定を行いました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成額	438百万円	235百万円	0円	90万円	590万円

(6) 国や府への要望活動

浸水被害の早期軽減や老朽化対策としての下水道施設の更新等は、多大な時間と費用を要することから、財政支援のために交付金の要望額確保及び制度拡充、地方債制度と地方交付税措置の拡充を国や府へ要望していきます。

第4節 資金不足比率、資金管理・調達、情報公開に関する事項

(1) 資本的収支不足額を補てんする財源の確保

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に定める資金不足を発生させず、毎年度の予算編成では、資本的収支不足額を補てんする財源の安定的な確保を目指します。

そのための取り組みとして、収入においては、下水道使用料の徴収率の向上や下水道使用料改定の検討、費用においては、効率的な維持管理による施設の長寿命化や事務経費の更なる抑制を進めます。収入の確保と費用の削減による利益の最大化を目指し、必要な投資や積立が出来るよう努めます。

(2) 計画的な資金管理及び調達に関する事項

下水道事業は、建設投資や企業債の償還等に多額の資金が必要な事業です。事業運営に支障をきたさない計画的な資金管理及び調達を推進します。

具体的な取り組みとして、資金需要を定期的に部内共有し、一般会計からの繰入金等の調達を計画的に実施します。

資金調達のうち企業債によるものは、利子を付して元金を償還する必要があり、その財源は後年度世代が負担する税金や下水道使用料等となります。

経営状況を見ながら計画的な建設事業を行うことで企業債借入額及び企業債残高を減少させ、利益及び資金の確保を行い、世代間で著しい負担の不均衡が生じないようにします。

また、一時的に運用出来る資金については、東大阪市公金の管理及び運用に関する方針に基づき、公金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めます。

(3) 情報公開に関する事項

これまで、下水道事業に関する情報公開として、使用者である住民及び議会に対して、「下水道のしくみ」「下水道使用料」「施設案内」「災害対策」「財政状況」「入札や契約に関するお知らせ」「事業年報」等を市のホームページに掲載して経営の透明性を確保し、下水道利用者に関心の高い水害に対する備え等の情報については、市政だよりの掲載や出前講座を行ってきました。

しかし、下水道管渠の大半が地中下に埋設されており、未だ使用者に意識されていないなか、下水道使用料を徴収されていると思われます。

下水道を「見える化」するため、地上に建物があるポンプ場の見学、SNS等新たな掲載先の活用を行い、関心を持っていただけるように努めます。

○主な取り組み

- ・ポンプ場への社会見学等の積極的な受け入れ
- ・市のホームページやSNS等掲載による情報公開
- ・市政だより、出前講座などによる情報提供

第5節 その他の重点事項

(1) 防災対策に関する事項

地震、水害等の災害に強いまちづくりのため、雨水増補管や貯留施設の整備により浸水被害の防止に努めます。

また、下水道施設の多くは現在の耐震基準が定められる以前に建設されており、これらの施設の重要度に配慮し、改築更新とあわせて耐震化を進めていきます。

○主な取り組み

- ・雨水増補管やバイパス管、貯留施設の整備
- ・施設の改築更新に合わせた耐震化の推進

(2) 危機管理に関する事項

地震等の不測の事態に備え策定した危機管理計画である下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき不測の事態にも迅速に対処出来るよう、定期的に訓練を実施し、下水道職員の対応能力を高めます。

○主な取り組み

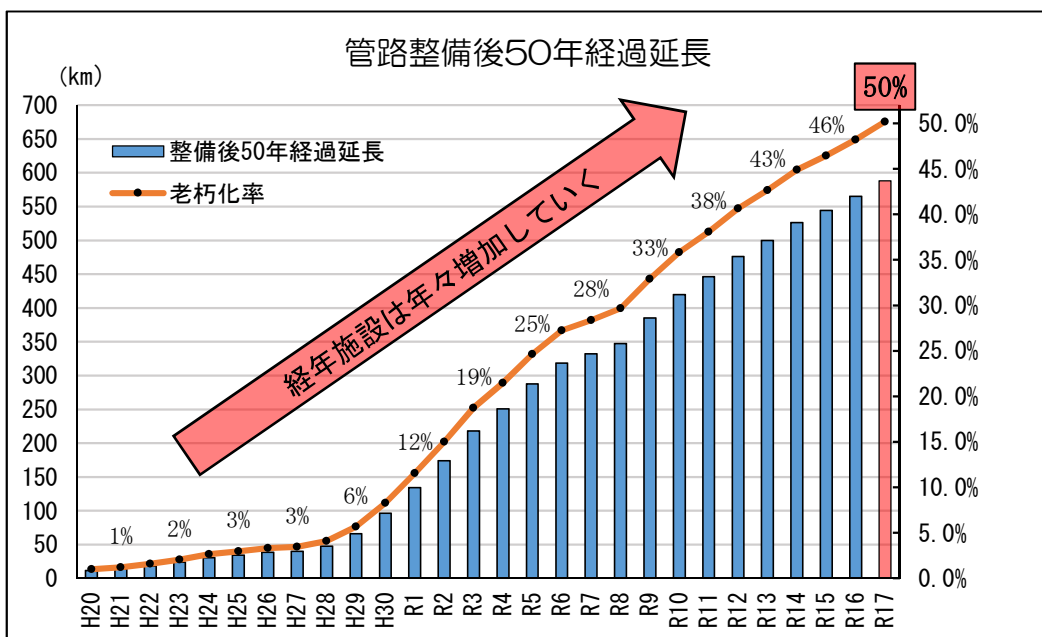
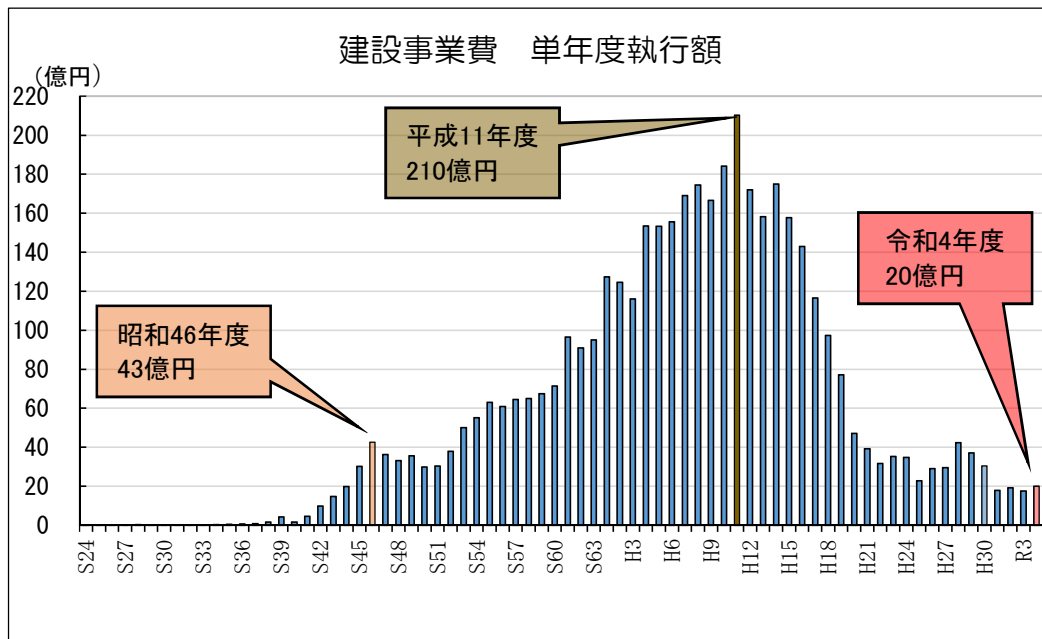
- ・毎年、訓練計画に基づく参集、安否確認及び情報伝達訓練

第5章 投資試算

第1節 老朽化対策事業

本市の下水道事業は主に西地区から東地区に順次事業を進め、平成11年度が建設事業費のピークとなっています。建設した管路の法定耐用年数は50年であり、今後は整備した管路の老朽化が課題となっています。

法定耐用年数を経過した管路は令和4年度で250.6km（全体の21.48%）となり、令和17年度には588.1km（全体の50.19%）まで増加する見込みとなります。



(1) スtockマネジメントによる施設管理

老朽化した施設は損壊による機能停止で衛生面・防災面のリスクや道路陥没等の二次被害のリスクを抱えており、適切な維持管理が必要となります。また今後発生する確率が高いとされる東南海・南海地震等の地震に備え、改築更新や耐震化の必要があります。

施設の改築更新や耐震化を経過年数によって一律に行うと、費用の肥大化と集中化が起こり、資金確保に支障をきたす可能性があるため、既存施設の延命化や改築の効率化により更新事業への投資額の低減、費用を平準化する必要があります。

長期的な視点で老朽化の進行状況を把握し、計画的かつ効率的な施設の維持管理と更新を行うため、Stockマネジメントを実施します。

Stockマネジメント計画では、本市の公共下水道全域全施設を対象とし、施設の計画的かつ効率的な施設管理をするため、以下の通り施設状況、地域特性を整理しました。

① ポンプ場施設の老朽化

中継ポンプ場2ヶ所、マンホールポンプ場12ヶ所を所有しており、最も古い施設は昭和39年度の供用開始であるため、法定耐用年数を経過した施設が多くなっています。

② 老朽化管路の増大

法定耐用年数を経過した管路は令和12年度で約476.2kmとなり、令和3年度から令和12年度の10年間平均で約30km増加する見込みです。

③ 合流式管路のリスク

管路施設の大半を占める合流式管路は機能停止で生活環境・衛生面だけでなく、浸水被害にも影響を与えます。さらに分流式と比較して断面が大きく、施設の状況調査や改築・修繕に要する費用も増加する傾向にあります。

本計画に基づく管路の長期的な改築・修繕対策は、最適な改築シナリオである50年程度を対象期間に、リスク評価に基づく優先順位を検討し、対象施設、実施時期及び概算費用を「Stockマネジメント計画による事業内容」に取りまとめました。

その改築シナリオの評価は、当面は社会的影響が高い重要路線を重点的に対策していくため、重要路線の健全度3以下に対する改善とリスク低減が可能となります。

○ リスク評価に基づく優先順位（路線の重要度）

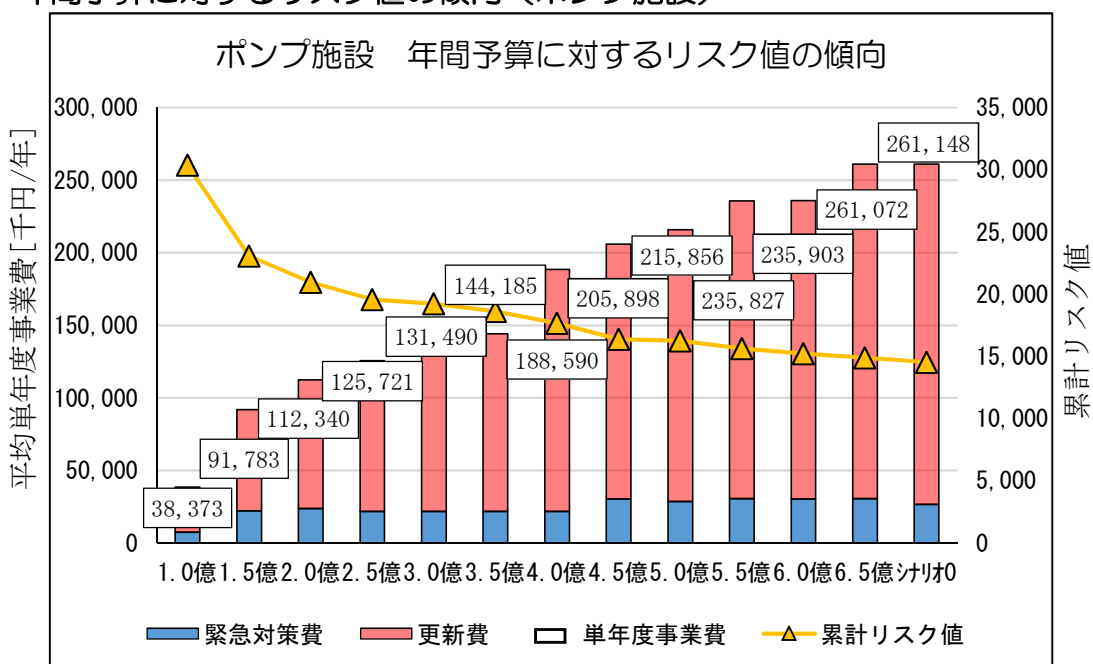
- ① 処理場・ポンプ場に直結している路線
- ② 軌道・河川横断している路線
- ③ 広域緊急交通路に埋設している路線
- ④ 地域緊急交通路に埋設している路線
- ⑤ 準地域緊急交通路に埋設している路線
- ⑥ 幹線管路からの排水を受け持っている路線

管路施設において、事故・故障が発生した場合の被害の大きさを路線重要度と定義し、評価方法を特定しています。

シミュレーションによる単年度事業費と累計リスク値（ポンプ施設）

No	年間	緊急対策費	更新費	単年度事業費	累計リスク値	リスク減少値
	[億円]	[千円/年]	[千円/年]	[千円/年]	[－]	
	上限額	平均	平均	平均	合計	
1	1.0	7,425	30,948	38,373	30,377	-
2	1.5	22,251	69,532	91,783	23,068	7,309
3	2.0	23,726	88,614	112,340	20,955	2,113
4	2.5	21,808	103,913	125,721	19,570	1,385
5	3.0	21,808	109,682	131,490	19,250	320
6	3.5	21,808	122,377	144,185	18,630	620
7	4.0	21,647	166,943	188,590	17,665	965
8	4.5	30,301	175,597	205,898	16,393	1,272
9	5.0	28,557	187,299	215,856	16,262	131
10	5.5	30,463	205,364	235,827	15,639	623
11	6.0	30,301	205,602	235,903	15,236	403
12	6.5	30,463	230,609	261,072	14,888	348
13	シナリオ	26,452	234,696	261,148	14,538	350

年間予算に対するリスク値の傾向（ポンプ施設）



また、ポンプ施設も管路施設と同様に、最適な改築シナリオである50年程度を対象期間にして、年間の改築費用を上げればリスクは下がり、改築費用を下げればリスクが上がると云う関係性があります。改築費用の増減によりリスクがどのように変動するか上記の表・図で把握の上、効果的に維持管理と改築を行っていくことにより、健全度2以下に対する改善とリスク低減が可能です。

ストックマネジメント計画による事業内容（工事費のみ）

管 渠 施 設

路 線 区 分	事 業 内 容										
重要路線 (約274km)	<ul style="list-style-type: none"> 腐食環境下、緊急交通下、主要な管渠等、下水道機能の維持や、破損時の被害規模の大きさから重要と評価される管渠を優先度に応じて、計画的に点検・調査を実施 健全度3以下の施設を改築または修繕で対応 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改築延長</td> <td>: 1,300 m/年</td> </tr> <tr> <td>改築事業費</td> <td>: 455 百万円/年</td> </tr> <tr> <td>修繕延長</td> <td>: 400 m/年</td> </tr> <tr> <td>修繕事業費</td> <td>: 28 百万円/年</td> </tr> </table> 	改築延長	: 1,300 m/年	改築事業費	: 455 百万円/年	修繕延長	: 400 m/年	修繕事業費	: 28 百万円/年		
改築延長	: 1,300 m/年										
改築事業費	: 455 百万円/年										
修繕延長	: 400 m/年										
修繕事業費	: 28 百万円/年										
一般路線 (約889km)	<ul style="list-style-type: none"> 重要路線以外の面的に分布した管渠で比較的小規模であるが、住民の生活環境に近接しており、清掃業務に併せて、状態監視保全を実施 健全度2以下の施設を改築で対応 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改築延長</td> <td>: 300 m/年 (健全度2以下)</td> </tr> <tr> <td>改築事業費</td> <td>: 66 百万円/年</td> </tr> <tr> <td>修繕延長</td> <td>: — m/年</td> </tr> <tr> <td>修繕事業費</td> <td>: — 百万円/年</td> </tr> </table> 	改築延長	: 300 m/年 (健全度2以下)	改築事業費	: 66 百万円/年	修繕延長	: — m/年	修繕事業費	: — 百万円/年		
改築延長	: 300 m/年 (健全度2以下)										
改築事業費	: 66 百万円/年										
修繕延長	: — m/年										
修繕事業費	: — 百万円/年										
全 市 合 計 (約1,163km)	<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改築延長</td> <td>: 1,600 m/年 (健全度2以下)</td> </tr> <tr> <td>改築事業費</td> <td>: 521 百万円/年</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>: (261 百万円/年)</td> </tr> <tr> <td>修繕延長</td> <td>: 400 m/年</td> </tr> <tr> <td>修繕事業費</td> <td>: 28 百万円/年</td> </tr> </table>	改築延長	: 1,600 m/年 (健全度2以下)	改築事業費	: 521 百万円/年	交付金	: (261 百万円/年)	修繕延長	: 400 m/年	修繕事業費	: 28 百万円/年
改築延長	: 1,600 m/年 (健全度2以下)										
改築事業費	: 521 百万円/年										
交付金	: (261 百万円/年)										
修繕延長	: 400 m/年										
修繕事業費	: 28 百万円/年										

ポ ン プ 施 設

対 象 施 設	事 業 内 容
高井田ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 年間の改築費用を最大4.6億円(2.2億円/年)として、効果的な維持管理と改築で、健全度2以下割合の改善とリスク低減を実施
岸田堂ポンプ場	
マンホールポンプ場	

上記ストックマネジメント計画の事業費を踏まえたうえで、令和3年度から10年間で91億4,453万5千円の投資を計画しています。

また総合地震対策として令和3年度から10年間で72億4,297万8千円の投資を計画しています。

その結果、老朽化対策事業費の全体計画額は163億8,751万3千円となります。

老朽化対策事業の内容及び事業費

実施期間：令和3年度～12年度までの10年間

ストックマネジメント	9,144,535,000 円
総合地震対策	7,242,978,000 円
事業費合計	16,387,513,000 円

(2) スtockマネジメント基本方針

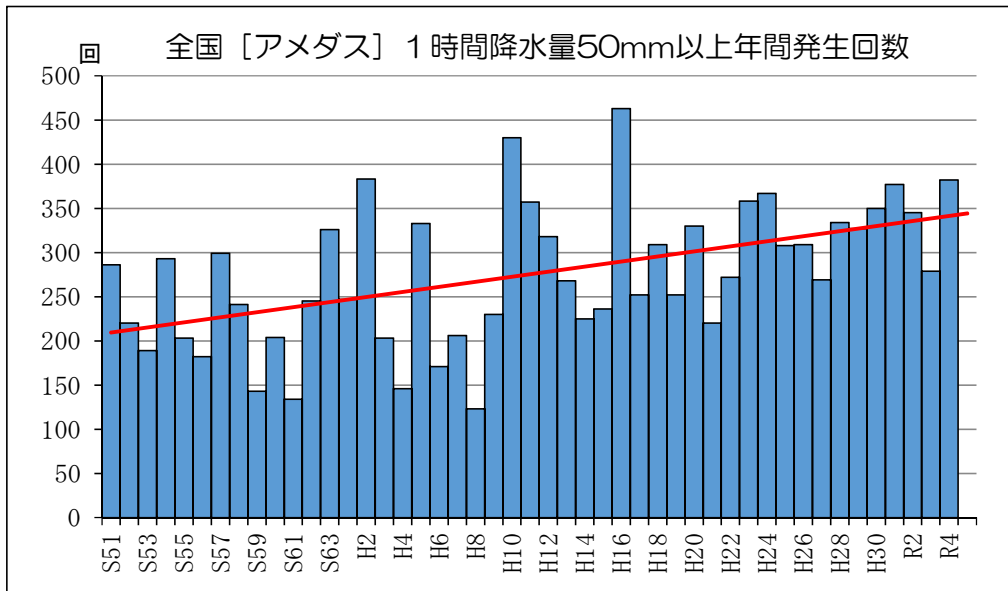
下水道サービスの維持・向上のため、持続可能な下水道事業を目指す必要があります。そのため、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理します。

以下に修繕・改築の事業量及び事業費の最適化を図るための管理方法を示します。

管理方法	対象施設	
【状態監視保全】 施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う。	管路施設	管渠・人孔・人孔蓋に適用
	ポンプ場	機能への影響が大きい等、重要度が高い設備で、劣化状況の把握・不具合発生時期の予測が可能な設備に適用
【時間計画保全】 施設・設備の特性に応じて、予め定めた周期（目標耐用年数等）による対策を行う。	管路施設	マンホールポンプ電気制御盤（負荷設備）
	ポンプ場	機能への影響が大きい等、重要度が高い設備であるが、劣化状況の把握が困難な設備に適用
【事後保全】 施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う。	管路施設	柵・取付管及びマンホールポンプ（盤以外）に適用
	ポンプ場	機能への影響が小さい等、重要度が低い設備に適用

第2節 浸水対策事業

本市は多くの市域がアスファルト等で覆われているため、降った雨が地面に吸収されず下水道管や河川に流れ出す状態です。さらに浸水被害の発生しやすい地形特性である内水域でもあり、浸水被害の危険性は高くなっています。そのため災害の再発防止や未然防止を進めるため、浸水対策の充実が求められています。



出典：気象庁ホームページ

本市は過去から雨水増補管の整備などハード面を中心に浸水対策を進めていますが、雨水増補管の整備は大規模工事となり相当な時間と費用を要します。また1時間降水量50mm以上の年間発生回数が近年増加していることから、整備済の下水道施設の排水能力を超えてしまう状況があります。そのため施設整備などの浸水を防止するハード対策だけでなく、浸水被害を軽減するためのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を進めていきます。

(1) 雨水増補管事業の推進

平成4年に雨水レベルアップ計画を策定して以降、雨水増補管の整備を進めてきました。処理場に近い下流の雨水増補管を概成したことにより、新たに放流幹線の整備やポンプ施設の増強を進め、より効果的な浸水対策を推進していきます。

(2) その他浸水対策の推進

気候変動の影響に伴う降雨量の増加が見込まれるため、新規雨水管や、バイパス管、貯留施設等の整備に合わせ、管路のネットワーク化等の対策を行い、浸水被害の軽減に向けて対策を推進していきます。

浸水対策事業の内容及び事業費

実施期間：令和3年度～12年度までの10年間

雨水整備事業	10,101,800,000 円
単独浸水対策事業	3,435,442,000 円
事業費合計	13,537,242,000 円

(3) 地域防災力向上のための啓発活動

浸水に対する危険性・備えを理解してもらうため、YouTubeやケーブルテレビ、市政だより、SNS等を活用した啓発活動を継続します。

(4) 投資試算のまとめ

浸水対策事業の内容は、社会資本整備総合交付金の対象となる新岸田堂幹線や新大蓮北放流幹線等の雨水整備事業及びそれ以外の単独浸水対策を計画し、下記に内容・事業費を示します。

投資試算における事業費【建設改良費】

実施期間：令和3年度～12年度までの10年間

老朽化対策事業	16,387,513,000 円
浸水対策事業	13,537,242,000 円
その他の事業 (事務費等を含む)	12,699,794,000 円
事業費合計	42,624,549,000 円

(5) 防災等緊急時の事業

災害時における緊急修繕や改築工事が必要な場合の費用予測を以下に示します。

緊急点検	管路巡視点検	11,893,000 円
応急調査	二次調査の必要性判定等	76,620,000 円
詳細調査	TVカメラ調査等	14,522,000 円
応急復旧	バキューム車による汚泥水輸送	91,513,000 円
	仮設配管等	87,450,000 円
	電源復旧等	3,502,000 円
復旧工事	主要管路の復旧工事	1,900,000,000 円
	ポンプ場の復旧工事	900,000,000 円
合計		3,085,500,000 円

第6章 投資・財政計画

本市は下水道普及率が99%であり、既存の下水道施設の維持管理や改築更新が中心となります。また、近年は頻発する集中豪雨に対応した更なる浸水対策が必要になっていきます。

将来にわたり安定的な下水道事業の役割を担い続けるため、増加が見込まれる投資試算等の支出と減少が見込まれる財源試算を均衡させた投資・財政計画を策定しました。

第1節 財源試算

(1) 下水道使用料

下水道使用料とは汚水処理事業の財源であり、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することが出来るものでなければならない。」とされています。

本市の下水道使用料は平成16年度に3.68%改定してから17年が経ち、当時の水洗化率は80%前半でしたが、令和4年度では97.9%となりました。

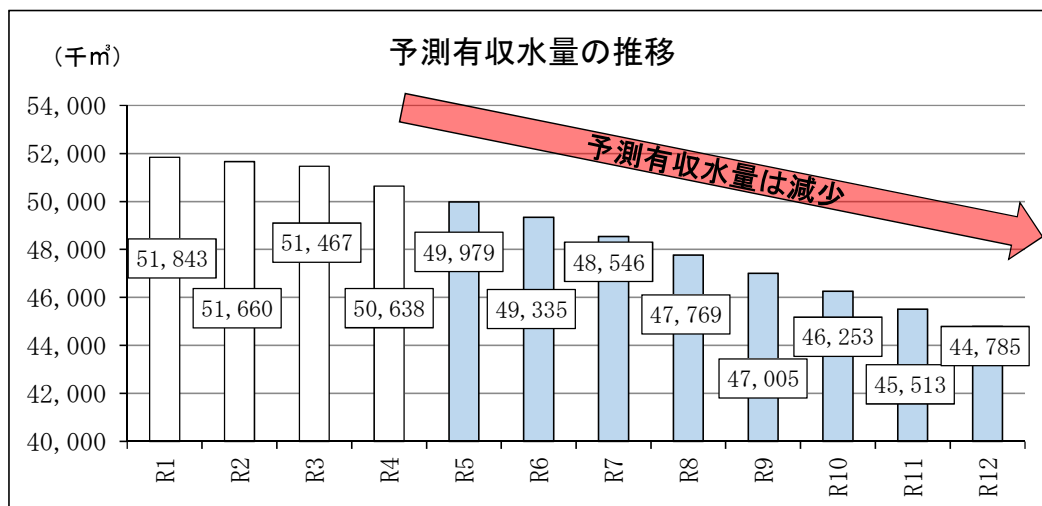
一般会計からの赤字補填はなく汚水事業に関わる費用の全てを下水道使用料収入で賄うことができていますが、将来人口の減少や節水機器の普及等により有収水量及び使用料単価の減少が続いており今後、下水道使用料は減収が見込まれます。

○ 予測有収水量

有収水量の令和4年度決算値である50,638千³mから国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や節水器具の普及等を考慮した結果、有収水量の減少が継続すると想定しています。

令和5年度及び令和6年度の予測値については予算の数値を採用し、令和7年度以降は令和4年度決算における対前年度減少率である約1.6%が継続すると見込んで算出しています。

(令和5年度は49,979千³m、令和6年度は49,335千³m)



※ 令和元年度-令和4年度（決算値）、令和5年度以降（予測値）

○ 予測使用料単価

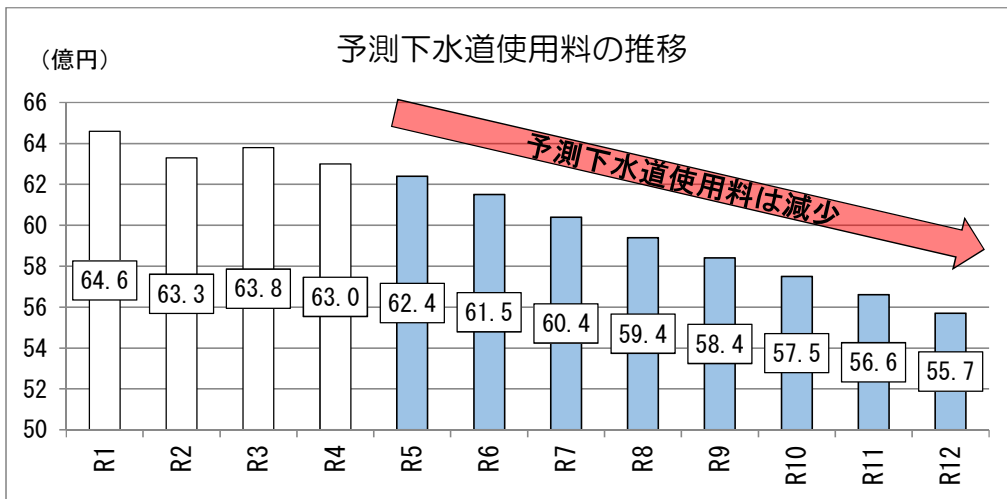
令和5年度及び令和6年度の使用料単価については予算数値を採用し、令和7年度以降は令和4年度の決算数値である124.34円（税抜）を採用しています。

令和4年度については令和5年度における新規調定の追加による増加見込みが含まれていないため、予算数値よりも低くなっています。

（令和5年度は124.84円、令和6年度は124.72円）

○ 予測下水道使用料

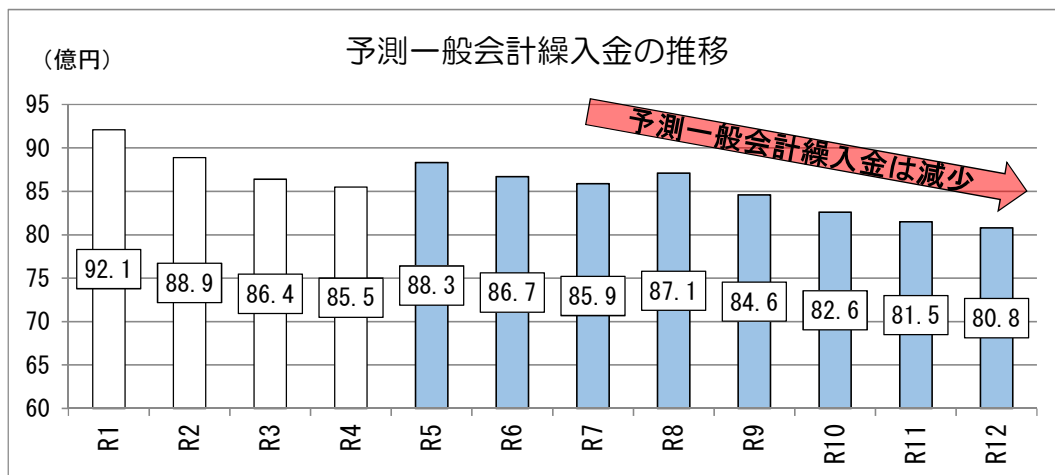
前頁の予測有収水量に上記の予測使用料単価を乗じて算出しました。



※ 令和元年度-令和4年度（決算値）、令和5年度以降（予測値）

(2) 一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金は、毎年度、総務副大臣名で通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づいて、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を算定しています。繰入金については、その財源である地方交付税が「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、令和4年度から減額される等により、全体として減少が見込まれます。



※ 令和元年度-令和4年度（決算値）、令和5年度以降（予測値）

(3) 企業債

本市は建設改修事業費の財源となる公共下水道事業債や、浸水対策事業に伴う資金不足を解消するための資本費平準化債を発行しています。

建設改修事業費の財源となる公共下水道事業債は、今後も人口減少や下水道使用料の減収が見込まれるため、世代間で使用者負担に差のない、かつ支払利息が経営を圧迫しない発行額を長期的な視点で決定します。

資本費平準化債の発行額は、支払利息額と資金不足額のバランスを踏まえて決定します。資金不足は浸水対策事業に伴う企業債の償還の一部を一般会計繰入金により賄われることで発生します。これは企業債の償還額が1/40分割払いに対し、一般会計繰入金は減価償却費として1/50分割払いで行われるためです。

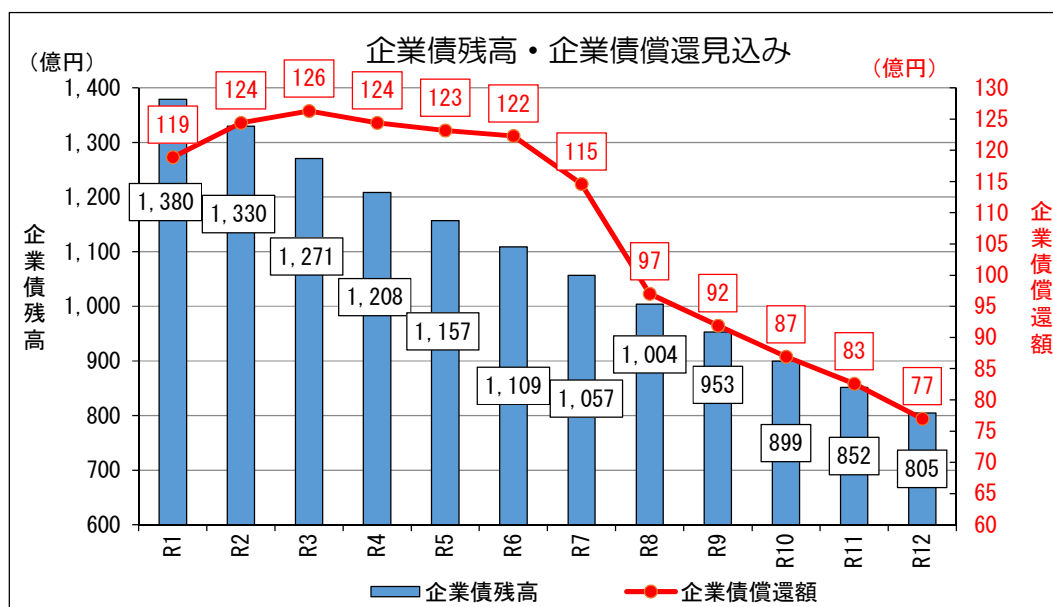
資本費平準化債の算定式については、令和6年度より公営企業の経営安定化支援として、下記のとおり発行可能額の拡充が予定されています。

<資本費平準化債の算出式>

$$(\text{元金償還総額} - \text{資本費平準化債の元金償還額}) - (\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入額})$$

→下線部分を削除し、発行可能額を拡充

以前の算出式では資本費平準化債の元金償還額（下線部分）が控除されていたため、発行した資本費平準化債の元金償還額の財源がなく、構造上の資金不足の改善があまり出来ませんでした。資本費平準化債の元金償還額の控除が無くなることでその財源を確保出来るため、上記の構造的な資金不足は解消されます。



(4) 社会資本整備総合交付金（国庫補助金）

社会資本整備総合交付金とは地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを支援するものです。その交付要件は国土交通省及び総務省より通知文等で発表されており、以下にその要件を示します。

1. 令和2年度以降、5年に1回の頻度で経費回収率の向上に向けたロードマップを策定すること等が交付要件（国庫補助対象要件）となります。
具体的には、経費回収率が100%以上になる経営戦略を策定するものです。
2. 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過し、使用料単価が150円/m³未満かつ経費回収率が80%未満であり、下水道使用料料金改定を15年以上行っていない場合は交付要件を満たしません。
3. 令和9年度以降、污水管の改築にあたっては緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称し「ウォーターPPP」という）の導入を決定済みである場合に限り交付対象要件となります。
なお上記の要件は令和5年度時点の内容であり、国の方針等で変更となる可能性があります。

交付要件 (国庫補助対象要件)	東大阪市下水道事業	適否
経営戦略における経費回収率	令和12年度までの経営戦略策定計画期間は 経費回収率100%以上を確保	○
	令和7年度以降	○
供用開始後30年以上経過し、 使用料単価150円/m ³ 未満かつ 経費回収率80%未満で、下水道 使用料料金改定を15年以上 行っていない場合は交付要件に 満たない	供用開始：昭和44年(1969年)・56年目 令和4年度使用料単価 124.33円/m ³ 経費回収率：131.7% (令和4年度決算) 下水道使用料料金改定：平成16年 (改定後19年経過)	
	令和9年度以降	-
ウォーターPPP導入決定済み	検討中	

本市は、上記の通り経費回収率は100%を上回っており、経営戦略策定期間の令和12年度までも100%を確保できる見込みです。ウォーターPPP導入時期や仕様については現在検討中です。

今後も社会資本整備総合交付金を最大限活用し、必要な建設事業への投資を行ってまいります。

第2節 投資・財政計画

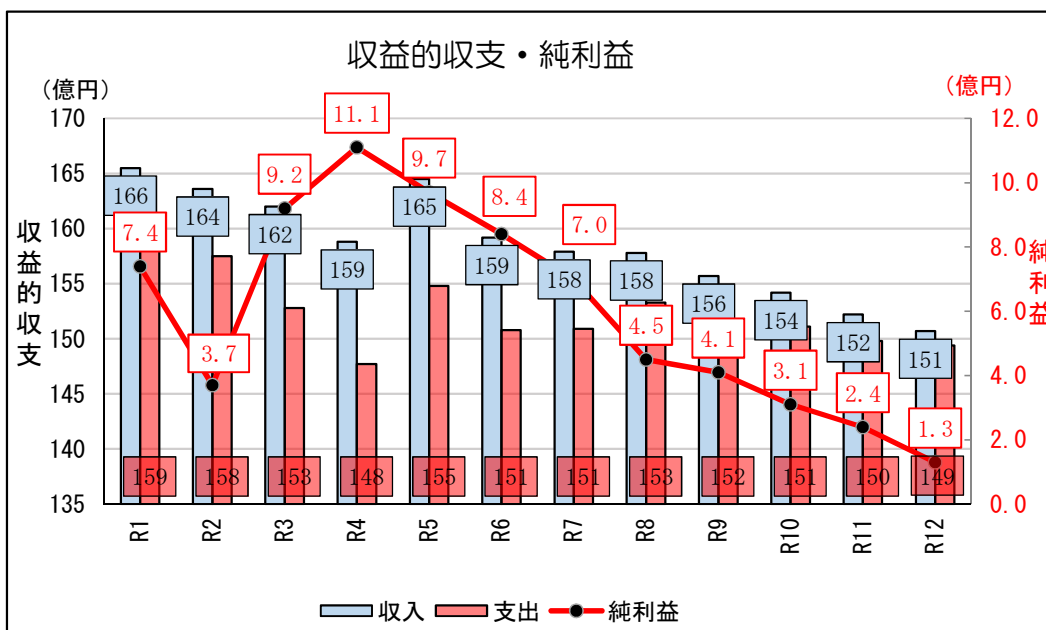
(1) 収益的収支について

社会活動や生活環境を支える下水道事業は、快適に暮らせる生活環境を提供する役割を担っており、ライフラインである下水道施設の健全性を保つ必要があります。

物価や金利が上昇する中、昭和40年代から整備してきた下水道施設の老朽化が進行し、その維持管理に多額の資金が必要となっています。さらに令和7年度より大阪府流域下水道における維持管理負担金の市町村負担分が増額されます。

一方それらの財源となる下水道使用料収入と一般会計からの繰入金については第1節で示したとおり、今後は減額が見込まれています。

上記を踏まえた収益的収支を以下に示します。



収益的収支は令和12年度までを通して純利益を確保しました。

確保した純利益の多くは企業債償還に充当するため、減債積立金に積み立てていますが、令和4年度から令和13年度は減債積立金を取り崩し、多額の企業債を償還します。なお令和14年度以降は、減債積立金に頼ることなく企業債を償還する見込みとなっています。

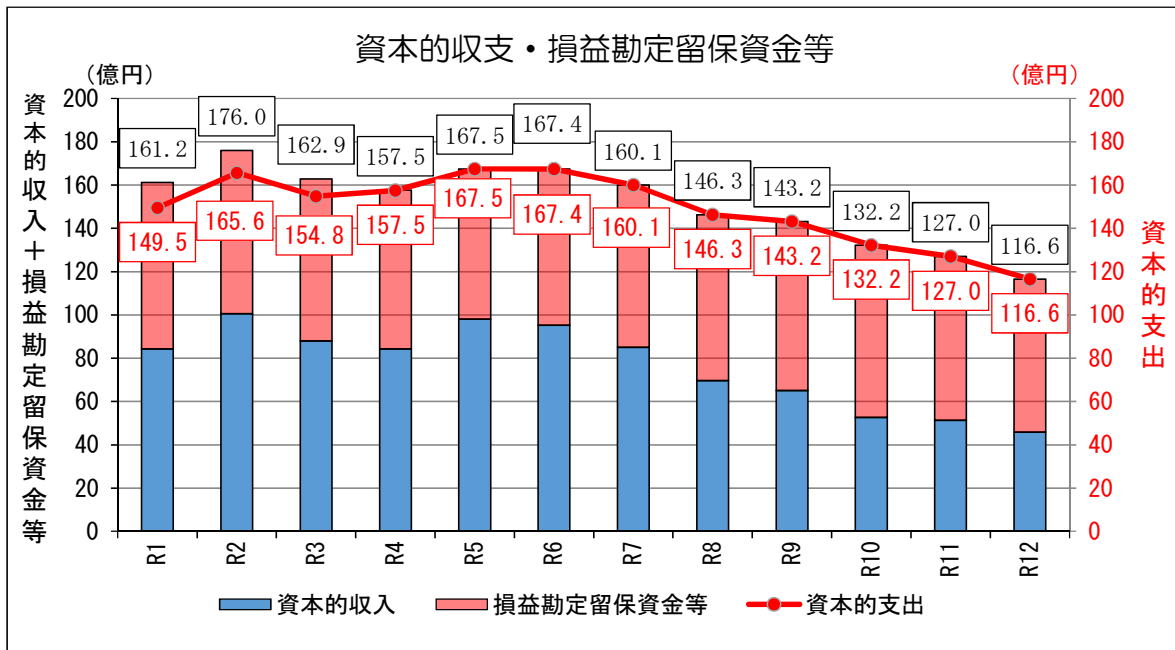
(2) 資本的収支について

資本的収入額が資本的支出額より不足する額は、損益勘定留保資金（減価償却費等現金支出を伴わないもの）を充てることで、収支均衡を保っています。

下記グラフは、令和元年度から令和12年度までの資本的収入と損益勘定留保資金の合計額と資本的支出の関係を示したものです。

資本的支出は企業債償還額の減少により総じて減少傾向ですが、建設事業は物価高騰や設計変更等を反映した最新の投資試算により増加しています。

建設事業は主に施設更新・耐震化・浸水対策で、令和12年度までの10年間で総額約426億円を計画しています。



(3) 収益的収支と資本的収支の一元管理による経営戦略

資本的支出である建設事業費は企業債を発行することで多額の資金を賄っています。この企業債の借入により収益的支出である支払利息が新たに発生します。また下水道施設が整備されることで、同じく収益的支出である減価償却費が発生します。このように資本的収支と収益的収支は密接に繋がっています。

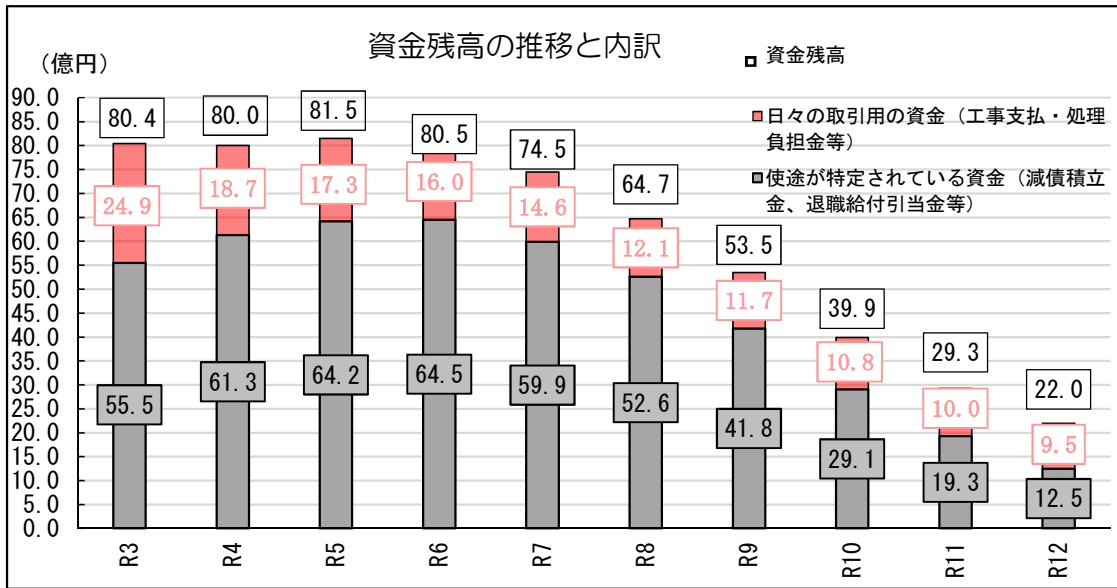
公営企業として経営を成立させるには収益的収支の黒字が前提であり、企業債の発行が必要となる建設事業費は収益的収支の長期展望を踏まえたうえで決定していきます。

(4) 資金残高の推移について

下記グラフは令和12年度までの資金残高の見込みを示しており、最低限確保しなければならない用途が特定されている資金は確保出来る見込みです。しかし日々の取引用の資金を一時借入金に頼らなくて済むための目標額である25億円の確保は出来ていません。

資本費平準化債を発行することで、その目標額である25億円を確保することは出来ますが、一時借入金を利用した時と比べて収益的収支は更に悪化します。

今後は収益的収支の改善による資金残高の増加を図るとともに、計画的な資金管理及び調達を行うことで必要最小限の一時借入金の利用に抑えます。



(5) 経営戦略期間における投資・財政計画のまとめ

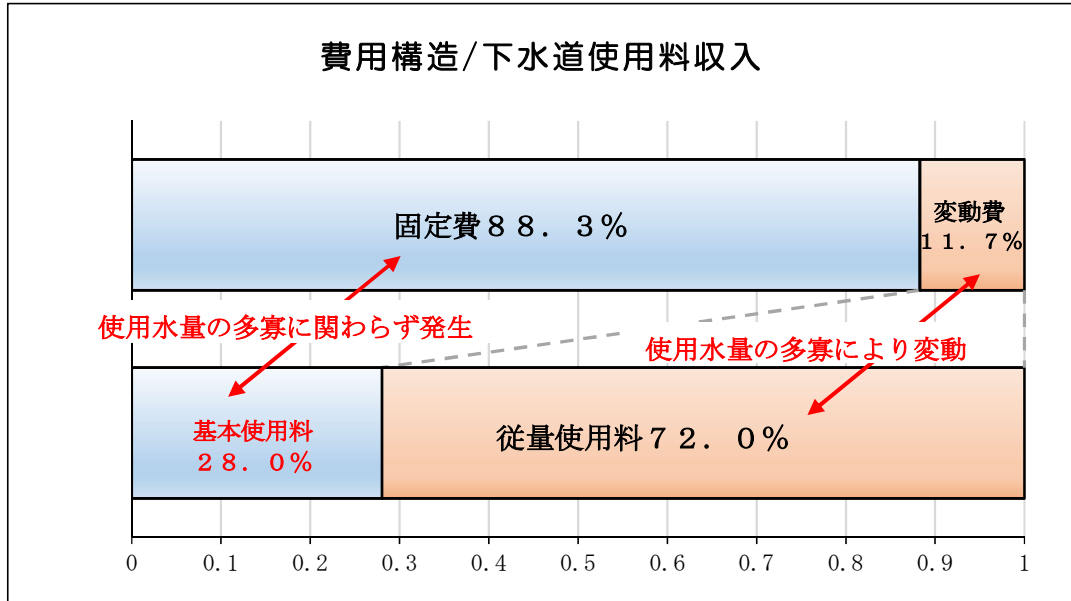
投資・財政計画からわかる令和12年度までの経営戦略期間における特徴及び課題を以下に示します。

1. 投資試算については激甚災害等による浸水被害の増加や下水道施設の急激な老朽化に対応するため老朽化対策事業と浸水対策事業を重視しました。
2. 投資試算を踏まえた財政収支の状況については事業費の増加により収支は悪化しますが、令和12年度まで純利益を確保しました。
3. 令和13年度以降は収益的収支における純利益の確保が困難となる見込みであり、適正な下水道使用料のあり方について検討が必要となります。

以上の結果から経営戦略期間中は純利益を確保することが出来ますが、それ以降においては純利益の確保が難しい財政状況が見込まれます。

次頁では、今後の財政状況を踏まえた適正な下水道使用料のあり方を示します。

(6) 適正な下水道使用料について



令和4年度では、使用水量の多寡に関わらず発生する固定費が88.3%となっており、インフラ事業である下水道事業の特徴ですが、非常に硬直的な費用構造になっています。一方、人口減少や景気動向による有収水量の多寡により大きく変動する従量使用料が全体の72.0%を占めており、不安定な収入に頼っている状況にあります。今後従量使用料の減少により下水道サービスの維持が困難となる恐れがあります。

下水道事業は事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されると地方財政法上で謳われています。

また、公益社団法人日本下水道協会より「下水道使用料算定の基本的考え方」が平成29年度に改定され、その中で資産維持費を将来の更新需要がこれまでの新設需要と比較し、施工環境の悪化や耐震化等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築更新計画に基づいて算定するもの」とし、合わせて国土交通省・総務省からそれぞれ事務連絡において、使用料対象経費に位置付けることが通知されました。

今回の経営戦略改定において物価高騰や新規改築工事の追加、設計変更等の理由から投資試算が変更され、経営戦略期間内の総事業費は約152億円の増加となりました。その結果、財源である企業債借入額が増加し、さらに借入金利も上昇していることから支払利息が増加し、策定時点よりも厳しい財政状況が見込まれています。管路施設の老朽化も本市において進行しており、令和17年度には約半数の管路が整備後50年を経過する状況となり、事業費の更なる増加等も見込まれます。

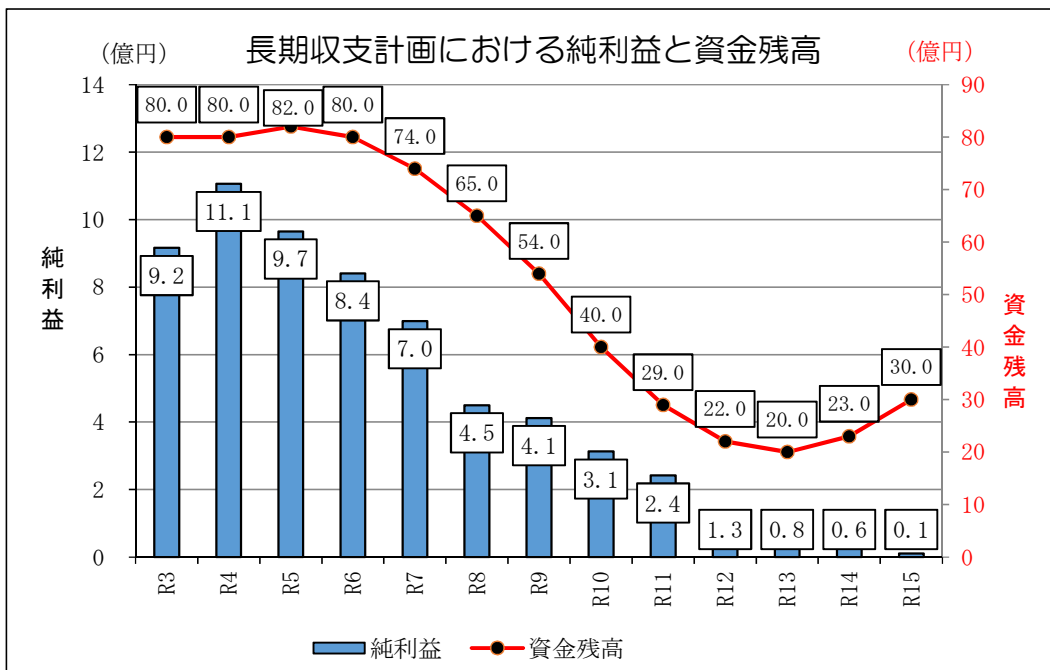
経営戦略期間における投資・財政計画では純利益を計上見込みとなりますが、その金額は減少傾向であるため、次期経営戦略策定に向けて下水道使用料のあり方について引き続き検討します。

(7) 長期収支計画について

最後に下水道事業経営戦略改定後から十年目である令和15年度までの長期収支計画における純利益と資金残高を示します。

長期収支計画における資金残高は令和13年度まで減少していきませんが、その後は回復見込みです。純利益についても、令和15年度まで毎年度計上見込みとなっています。

今後は資産維持費の増加や浸水対策事業への更なる投資、金利上昇による支払利息の増加など多額の支出が必要となる一方で、財源である下水道使用料や一般会計繰入金等は減収傾向が見込まれます。経営戦略期間以降においても持続可能な下水道事業を運営していくため、企業債の発行額抑制や支出の見直し等を実施していくことで収益的収支の改善を図り、純利益を確保していきます。



(単位：千円)

区 分		年 度											
		元年度 (決算) 2019年度	2年度 (決算) 2020年度	3年度 (決算) 2021年度	4年度 (決算) 2022年度	5年度 見込 2023年度	6年度 見込 2024年度	7年度 見込 2025年度	8年度 見込 2026年度	9年度 見込 2027年度	10年度 見込 2028年度	11年度 見込 2029年度	12年度 見込 2030年度
収 益	1. 営業収益 (A)	13,959,349	13,763,426	13,629,330	13,387,250	13,862,504	13,488,688	13,495,874	13,512,175	13,318,082	13,177,749	13,010,613	12,887,068
	(1) 料 金 収 入	6,455,758	6,330,291	6,383,472	6,296,280	6,239,378	6,153,061	6,036,165	5,939,586	5,844,553	5,751,040	5,659,023	5,568,479
	(2) 受託工事収益 (B)	159,878	166,679	282,857	189,792	369,015	204,146	359,120	359,120	359,120	359,120	359,120	359,120
	(3) そ の 他	7,343,713	7,266,456	6,963,001	6,901,178	7,254,111	7,131,481	7,100,589	7,213,469	7,114,409	7,067,589	6,992,470	6,959,469
	2. 営業外収益	2,588,089	2,594,952	2,569,139	2,492,069	2,583,659	2,428,075	2,295,491	2,269,958	2,249,217	2,244,497	2,212,245	2,178,924
	(1) 補 助 金	346,191	245,757	242,704	234,745	237,000	240,000	229,000	229,000	230,000	230,000	233,000	235,000
	他会計補助金	346,191	245,757	242,704	234,745	237,000	240,000	229,000	229,000	230,000	230,000	233,000	235,000
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	2,204,556	2,233,468	2,206,935	2,174,268	2,168,880	2,182,640	2,055,260	2,029,727	2,008,449	2,000,729	1,966,478	1,933,156
	(3) そ の 他	37,342	115,727	119,500	83,056	177,779	5,435	11,231	11,231	10,768	10,768	10,767	10,768
収 入 計 (C)	16,547,438	16,358,378	16,198,469	15,879,319	16,446,163	15,916,763	15,791,365	15,782,133	15,567,299	15,422,246	15,222,858	15,065,992	
収 入 支 出	1. 営業費用	13,319,222	13,444,592	13,210,447	12,898,519	13,627,344	13,402,139	13,513,120	13,777,623	13,658,053	13,662,193	13,589,748	13,588,792
	(1) 職 員 給 与 費	461,701	490,526	491,750	491,518	548,773	582,973	498,956	498,956	498,956	498,956	498,956	498,956
	基 本 給	222,952	231,345	218,611	214,324	220,251	242,443	208,501	208,501	208,501	208,501	208,501	208,501
	退 職 給 付 費	0	18,382	45,068	52,665	81,911	64,060	52,665	52,665	52,665	52,665	52,665	52,665
	そ の 他	238,749	240,799	228,071	224,529	246,611	276,470	237,790	237,790	237,790	237,790	237,790	237,790
	(2) 経 費	4,781,556	4,862,320	4,626,675	4,390,947	5,118,763	4,864,757	5,182,691	5,449,917	5,324,501	5,307,822	5,287,152	5,345,129
	動 力 費	24,124	17,253	903	0	318	0	0	0	0	0	0	0
	修 繕 費	516,586	519,475	499,114	481,094	523,047	541,046	556,146	567,965	567,965	567,965	567,965	567,965
	材 料 費	659	454	411	408	517	455	455	455	455	455	455	455
	そ の 他	4,240,187	4,325,138	4,126,247	3,909,445	4,594,881	4,323,256	4,626,090	4,881,497	4,756,081	4,739,402	4,718,732	4,776,709
(3) 減 価 償 却 費	8,075,965	8,091,746	8,092,022	8,016,054	7,959,808	7,954,409	7,831,473	7,828,750	7,834,596	7,855,415	7,803,640	7,744,707	
2. 営業外費用	2,530,208	2,301,197	2,072,445	1,875,165	1,853,464	1,673,618	1,578,857	1,554,763	1,496,994	1,446,878	1,391,311	1,347,411	
(1) 支 払 利 息	2,384,298	2,150,412	1,928,386	1,720,778	1,552,356	1,499,059	1,409,676	1,383,804	1,328,048	1,277,261	1,221,693	1,177,793	
(2) そ の 他	145,910	150,785	144,059	154,387	301,108	174,559	169,181	170,959	168,946	169,617	169,618	169,618	
支 出 計 (D)	15,849,430	15,745,789	15,282,892	14,773,684	15,480,808	15,075,757	15,091,977	15,332,386	15,155,047	15,109,071	14,981,059	14,936,203	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	698,008	612,589	915,577	1,105,635	965,355	841,006	699,388	449,747	412,252	313,175	241,799	129,789	
特 別 利 益 (F)	103,716	344	0	567	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	59,803	241,574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	43,913	△ 241,230	0	567	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (または純損失) (E)+(H)	741,921	371,359	915,577	1,106,202	965,355	841,006	699,388	449,747	412,252	313,175	241,799	129,789	
繰越利益剰余金または累積欠損金 (I)	1,537,115	834,474	835,051	835,253	835,608	835,614	836,002	836,749	837,001	837,176	837,975	838,764	
流 動 資 産 (J)	9,008,100	9,169,475	10,424,024	10,358,893	12,027,409	11,235,336	9,868,205	8,948,308	7,775,564	6,282,623	5,162,675	4,319,326	
う ち 未 収 金	2,206,103	2,083,660	2,185,519	2,379,171	1,701,999	1,792,156	2,066,611	2,033,545	2,001,008	1,968,992	1,937,488	1,906,489	
流 動 負 債 (K)	14,145,663	14,109,004	14,796,730	14,679,359	16,107,476	14,648,000	12,135,190	11,688,103	11,126,241	10,566,249	9,941,576	9,163,075	
う ち 未 払 金	1,644,945	1,418,852	2,299,656	2,206,750	3,819,824	3,125,052	2,372,715	2,433,009	2,378,420	2,249,341	2,183,739	2,069,917	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	13,799,471	13,596,747	13,346,473	13,197,457	13,493,489	13,284,542	13,136,754	13,153,055	12,958,962	12,818,629	12,651,493	12,527,948	

(単位：千円)

区 分		年 度											
		元年度 (決算) 2019年度	2年度 (決算) 2020年度	3年度 (決算) 2021年度	4年度 (決算) 2022年度	5年度 見込 2023年度	6年度 見込 2024年度	7年度 見込 2025年度	8年度 見込 2026年度	9年度 見込 2027年度	10年度 見込 2028年度	11年度 見込 2029年度	12年度 見込 2030年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	6,402,300	7,479,300	6,724,000	6,181,100	7,214,300	7,361,300	6,312,000	4,401,000	4,099,000	3,302,000	3,502,000	3,002,000
	うち 資本費平準化債	4,202,000	4,682,000	4,698,000	4,282,000	4,098,000	3,798,000	2,982,000	1,000,000	500,000	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	1,517,393	1,466,536	1,435,515	1,412,480	1,357,000	1,299,000	1,261,000	1,265,000	1,111,000	960,000	923,000	886,000
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	660,600	1,054,400	669,000	826,500	1,229,500	870,000	930,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	700,000	700,000
	7. 固定資産売却代金	2,233	131,100	0	4,761	0	0	1	1	1	1	1	1
	8. 工 事 負 担 金	6,784	2,222	0	3,542	1,045	1,493	600	600	600	600	600	600
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	8,589,310	10,133,558	8,828,515	8,428,383	9,801,845	9,531,793	8,503,601	6,966,601	6,510,601	5,262,601	5,125,601	4,588,601
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	158,600	75,000	24,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	8,430,710	10,058,558	8,804,515	8,428,383	9,801,845	9,531,793	8,503,601	6,966,601	6,510,601	5,262,601	5,125,601	4,588,601
	1. 建 設 改 良 費	3,056,822	3,999,296	2,845,816	3,315,564	4,429,458	4,488,532	4,549,615	4,928,946	5,125,817	4,532,504	4,446,351	3,961,946
	うち 職員給与費	181,634	171,030	171,636	172,882	183,019	198,111	198,111	198,111	198,111	198,111	198,111	198,111
	2. 企 業 債 償 還 金	11,890,094	12,438,494	12,632,800	12,439,116	12,321,663	12,231,411	11,460,790	9,701,621	9,194,240	8,686,967	8,256,054	7,696,983
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	119,957	0	0	301	20,200	0	0	0	0	0	0
計 (D)	14,946,916	16,557,747	15,478,616	15,754,680	16,751,422	16,740,143	16,010,405	14,630,567	14,320,057	13,219,471	12,702,405	11,658,929	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	6,516,206	6,499,189	6,674,101	7,326,297	6,949,577	7,208,350	7,506,804	7,663,966	7,809,456	7,956,870	7,576,804	7,070,328	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	7,242,786	7,137,425	7,240,507	6,747,665	5,908,314	5,902,042	5,906,486	5,929,296	5,956,420	5,984,959	5,967,435	5,941,824
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	271,900	158,600	75,000	24,000	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	174,336	243,420	171,247	554,632	1,041,263	1,306,308	1,600,318	1,734,670	1,853,036	1,971,911	1,609,369	1,128,504
計 (F)	7,689,022	7,539,445	7,486,754	7,326,297	6,949,577	7,208,350	7,506,804	7,663,966	7,809,456	7,956,870	7,576,804	7,070,328	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	△ 1,172,816	△ 1,040,256	△ 812,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	137,950,105	132,990,911	127,082,111	120,824,095	115,716,732	110,846,621	105,697,831	100,397,210	95,301,970	89,917,003	85,162,949	80,467,966	

○他会計繰入金

区 分		年 度											
		元年度 (決算) 2019年度	2年度 (決算) 2020年度	3年度 (決算) 2021年度	4年度 (決算) 2022年度	5年度 見込 2023年度	6年度 見込 2024年度	7年度 見込 2025年度	8年度 見込 2026年度	9年度 見込 2027年度	10年度 見込 2028年度	11年度 見込 2029年度	12年度 見込 2030年度
収 益 的 収 支 分		7,689,127	7,426,109	7,205,185	7,135,353	7,472,000	7,371,000	7,329,000	7,442,000	7,344,000	7,300,000	7,227,000	7,194,000
	うち 基準内繰入金	7,605,196	7,426,109	7,205,185	7,135,353	7,472,000	7,371,000	7,329,000	7,442,000	7,344,000	7,300,000	7,227,000	7,194,000
	うち 基準外繰入金	83,931	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		1,517,393	1,466,536	1,435,515	1,412,480	1,357,000	1,299,000	1,261,000	1,265,000	1,111,000	960,000	923,000	886,000
	うち 基準内繰入金	1,517,393	1,466,536	1,435,515	1,412,480	1,357,000	1,299,000	1,261,000	1,265,000	1,111,000	960,000	923,000	886,000
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		9,206,520	8,892,645	8,640,700	8,547,833	8,829,000	8,670,000	8,590,000	8,707,000	8,455,000	8,260,000	8,150,000	8,080,000

単年度資金残高	518,602	475,940	424,139	△ 41,214	150,166	△ 103,233	△ 598,391	△ 980,191	△ 1,118,155	△ 1,363,862	△ 1,054,346	△ 729,527
累積資金残高	7,142,330	7,618,271	8,042,410	8,001,195	8,151,361	8,048,128	7,449,737	6,469,546	5,351,391	3,987,529	2,933,183	2,203,656

第7章 経営戦略の事後検証及び更新等

策定した下水道事業経営戦略を実施していく中で、事後検証として、毎年の決算毎に投資・財政計画（収支計画）等の進捗状況（モニタリング）を管理していきます。

計画期間の3年から5年毎、若しくは社会情勢の変化等によって計画の前提となる投資・財政条件において計画等と実績の乖離が著しい場合には、見直し（ローリング）を行うことで、PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直し）を働かせていきます。

また経営戦略に反映できなかった新たな経営健全化や下水道使用料の見直し等の財源確保に係る取組みが具体化した場合においては、その内容を追加し、投資・財政計画に反映していきます。

(参 考)

下水道事業用語集

(あ行)

- ・ ICT

電話線やワイヤレス信号による通信とコンピュータなどを統合し、ユーザーが情報をアクセス、保存、送信、操作できるようにする技術。

- ・ IOT

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

- ・ 一般会計

官庁会計における区分の1つで特別会計に属さない財政を包括的、一般的に経理する会計。

- ・ インフラ

インフラストラクチャーの略であり、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な施設を示す。

- ・ 雨水公費・汚水私費の原則

汚水の処理に係る経費は私費（下水道使用料）、雨水の処理に係る経費は公費（一般会計からの繰入金）という経費負担区分の原則。

- ・ 雨水増補管

大雨の際、既存の下水管が流しきれない雨水を流す大口径の下水道施設。

- ・ 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯める、もしくは地中に浸透処理させることで下水道や河川に流れ出す雨水を抑制する施設。本市では、小学校の校庭や周辺の道路に設置。

- ・ 汚水処理原価

汚水処理費（公費で負担すべき経費を除く）を年間有収水量で除した値。

(か行)

- ・ 核家族

社会における家族の形態の一つであり、夫婦や親子だけで構成される家族を示す。

- ・ 川俣水みらいセンター

寝屋川南部流域下水道の本市内にある、大阪府の下水処理場。

- ・管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標であり、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

- ・管渠老朽化率

耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標であり、管渠の老朽化度合を示す。

- ・幹線道路

全国的、地域的に骨格的な道路網を形成する道路。

- ・企業債

地方公営企業が施設の建設改良等に要する財源に充てるための借金。資金負担の平準化は可能だが、後年度において元金の償還と利息の支払が発生。

- ・企業債残高事業規模比率

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

- ・岸田堂ポンプ場

長瀬川以西の平野処理区内の下水を大阪市の平野処理場へ中継するための施設。

- ・局所的集中豪雨

急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらす雨。

- ・経常収支比率

当該年度において料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

- ・経費回収率

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

- ・下水道使用料

下水道使用料は汚水を処理する費用および下水道施設を維持管理するための費用として、使用者に負担いただくもの。

- ・下水道普及率

市町村の総人口に対して、下水道の利用できる人口の比率。

- ・減価償却費

減価償却とは資産の価値が時間とともに減少するとみなし、その資産を使用する期間にわたって購入額を毎期の均等に配分した費用。

- ・減債積立金

公営企業債の償還に要する資金に充てるため、毎年度発生した純利益を議会の議決を経て積み立てたもの。

- ・公共用水域

河川、湖沼、港湾、海域など不特定多数の人に共有される水域。

- ・公衆衛生

人々の健康の保持・増進をはかり、疾病を予防するため、衛生環境の改善や感染症の予防などを行うこと。

- ・鴻池水みらいセンター

寝屋川南部流域下水道の本市内にある、大阪府の下水処理場。

- ・合流式下水道

汚水と雨水を合わせて一つの管路で流す方式。整備工事が容易で下水道を早期に普及させることが可能だが、水質汚濁の原因となる危険性有。

(さ行)

- ・資本的収支

資本的収支は、収益的収支に関係のない収入および支出のことで、資本的収入は企業債（借入金）や補助金、出資金などから構成され、資本的支出は建設改良費（いわゆる建設事業費）や企業債償還金などから構成。

- ・収益的収支

下水道事業の期間的な経常的経営活動に伴って発生する収入（主に下水道使用料）とこれに対応する支出。

- ・終末処理場

下水を最終的に処理して公共用水域又は海域に放流するために設けられる施設。

- ・使用料単価

有収水量 1 m³あたりの使用料収入。

- ・処理区域

排除された下水を終末処理場により処理することができる地域。

- ・水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。

- ・ストックマネジメント

施設の社会的な必要性や老朽度を判定したうえで改修時の費用と効果等を考え、解体するのか、用途を変更するのか、改修するのかを的確に判断することで既存の施設を有効活用し、長期的な管理費用の低減を図る取り組み。

- ・損益計算書

4月1日から3月31日までの期間における企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と対応するすべての費用を記載し純損益とその発生の由来を表示した報告書。

(た行)

- ・高井田ポンプ場

長瀬川以西の放出処理区内の下水を大阪市の放出処理場へ中継するための施設。

- ・耐用年数

固定資産を通常の用途用法に沿って使用した場合に、本来期待する役割を果たすとみなされる期間。

- ・中核市

日本の地方公共団体のうち地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市であり、指定要件は法定人口が20万人以上となる。

- ・特別会計

官庁会計において、一般会計とは別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計。

(な行)

- ・内水域

住宅街よりも高いところに河川がある地域。降った雨が自然に河川に流れ込まないため、ポンプによる河川への強制排水が必要。

(は行)

- ・放出処理場

長瀬川以西の放出処理区以内の下水を高井田ポンプ場を中継し処理している大阪市にある下水処理場。

- ・PDCA、PDCAサイクル

生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルのこと。下水道事業の進捗管理にも応用。

P l a n（計画）：従来の実績や将来の予測などを基に、業務計画を作成。

D o（実施・実行）：計画に沿って業務を実施。

C h e c k（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかを確認。

A c t（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置。

- ・平野処理場

長瀬川以西の下水を岸田堂ポンプ場を中継して処理している大阪市にある下水処理場。

- ・不明水

一義的には、下水処理場流入下水から有収水量を差し引いたもの。

- ・分流式下水道

汚水と雨水を別々の下水道管渠で集め、雨水は川や海へ、汚水は下水処理場に導く方式。

- ・ポンプ場

下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で流れていくことが原則ですが放流先の水位が高く自然流下できない場合に、水位を上げるために設ける施設。本市の公共下水道事業では長瀬川以西の下水を中継する施設として高井田ポンプ場と岸田堂ポンプ場を所有。

（や行）

- ・有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

- ・有収水量

下水道使用料収入の算定基礎になる家庭、会社、工場などから下水道管路に流れ出た水量。

（ら行）

- ・流域下水道

二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する事業。本市が関係する流域下水道は寝屋川流域下水道。

- ・流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

- ・累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標。

東大阪市の下水道事業を表すシンボルマークとスローガンです。

東大阪市と下水道が結び付き、市民の暮らしがイキイキとはずむ様子をデザインしています。



くらしイキイキ快適下水道



大地と東大阪市を表します。



下水道を表します。



東大阪市民を表します。
大地の曲線と合わせて
「水」の字にもなっています。

下水道事業経営戦略

策 定 令和3年3月

改 定 令和6年3月

編 集 東大阪市上下水道局下水道部

下水道総務室経営管理課